

第483回（定例）福崎町議会会議録

平成31年3月4日（月）
午前9時30分開会

1. 平成31年3月4日、第483回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	10番	富田昭市
3番	三輪一朝	11番	小林博
4番	北山孝彦	12番	石野光市
5番	前川裕量	13番	城谷英之
6番	河嶋重一郎	14番	高井國年
7番	木村いづみ		

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	上下水道事業管理者	近藤博之
技 監	吉栖雅人	会 計 管 理 者	小幡伸一
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永 聡
上 下 水 道 課 長	成田邦造	学 校 教 育 課 長	岩木秀人
社 会 教 育 課 長	大塚久典		

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議員の辞職許可
- 第 5 報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 6 報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎駅周辺整備（その1）工事）
- 第 7 報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎駅前観光交流センター新築工事）
- 第 8 報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告について（辻川観光交流センター新築工事）
- 第 9 議案第 1 号 人権擁護委員の推薦について
- 第10 議案第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

			について
第 1 1	議案第 3 号	福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 2	議案第 4 号	福崎町森林環境譲与税基金条例の制定について	
第 1 3	議案第 5 号	県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例について	
第 1 4	議案第 6 号	福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 5	議案第 7 号	福崎町公営企業管理者の設置のための関係条例の整備に関する条例の制定について	
第 1 6	議案第 8 号	福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について	
第 1 7	議案第 9 号	福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	
第 1 8	議案第 1 0 号	福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	
第 1 9	議案第 1 1 号	福崎町第 5 次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定について	
第 2 0	議案第 1 2 号	平成 3 0 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について	
第 2 1	議案第 1 3 号	平成 3 0 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
第 2 2	議案第 1 4 号	平成 3 0 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
第 2 3	議案第 1 5 号	平成 3 0 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
第 2 4	議案第 1 6 号	平成 3 0 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	
第 2 5	議案第 1 7 号	平成 3 0 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	
第 2 6	議案第 1 8 号	平成 3 1 年度福崎町一般会計予算について	
第 2 7	議案第 1 9 号	平成 3 1 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について	
第 2 8	議案第 2 0 号	平成 3 1 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
第 2 9	議案第 2 1 号	平成 3 1 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について	
第 3 0	議案第 2 2 号	平成 3 1 年度福崎町水道事業会計予算について	
第 3 1	議案第 2 3 号	平成 3 1 年度福崎町工業用水道事業会計予算について	
第 3 2	議案第 2 4 号	平成 3 1 年度福崎町下水道事業会計予算について	
第 3 3	議案第 2 5 号	平成 3 1 年度福崎町工業団地造成事業会計予算について	
第 3 4	議案第 2 6 号	福崎町道路線の廃止及び認定について	
第 3 5	議案第 2 7 号	工事請負契約について（学校施設空調設備設置工事）	
第 3 6	議案第 2 8 号	工事請負契約の変更について（福崎駅周辺整備（その 2）工事）	
第 3 7	議案第 2 9 号	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について	
第 3 8	議案第 3 0 号	兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について	
第 3 9	発議第 1 号	福崎町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について	
第 4 0	発議第 2 号	福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について	

第 4 1 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 議員の辞職許可

第 5 報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

第 6 報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎駅周辺整備（その 1）工事）

第 7 報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎駅前観光交流センター新築工事）

第 8 報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告について（辻川観光交流センター新築工事）

第 9 議案第 1 号 人権擁護委員の推薦について

第 1 0 議案第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第 1 1 議案第 3 号 福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第 1 2 議案第 4 号 福崎町森林環境譲与税基金条例の制定について

第 1 3 議案第 5 号 県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例について

第 1 4 議案第 6 号 福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

第 1 5 議案第 7 号 福崎町公営企業管理者の設置のための関係条例の整備に関する条例の制定について

第 1 6 議案第 8 号 福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について

第 1 7 議案第 9 号 福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

第 1 8 議案第 1 0 号 福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

第 1 9 議案第 1 1 号 福崎町第 5 次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定について

第 2 0 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について

第 2 1 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

第 2 2 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 2 3 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

第 2 4 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

第 2 5 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

第 2 6	議案第 1 8 号	平成 3 1 年度福崎町一般会計予算について
第 2 7	議案第 1 9 号	平成 3 1 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 2 8	議案第 2 0 号	平成 3 1 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 2 9	議案第 2 1 号	平成 3 1 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 3 0	議案第 2 2 号	平成 3 1 年度福崎町水道事業会計予算について
第 3 1	議案第 2 3 号	平成 3 1 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 3 2	議案第 2 4 号	平成 3 1 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 3 3	議案第 2 5 号	平成 3 1 年度福崎町工業団地造成事業会計予算について
第 3 4	議案第 2 6 号	福崎町道路線の廃止及び認定について
第 3 5	議案第 2 7 号	工事請負契約について(学校施設空調設備設置工事)
第 3 6	議案第 2 8 号	工事請負契約の変更について(福崎駅周辺整備(その 2)工事)
第 3 7	議案第 2 9 号	兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について
第 3 8	議案第 3 0 号	兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部変更について
第 3 9	発議第 1 号	福崎町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について
第 4 0	発議第 2 号	福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について
第 4 1	請願第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

1. 開会

議長 皆さん、おはようございます。

第 4 8 3 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まだまだ朝夕は寒い日が続いておりますが、日ごとに春の兆しを感じられる季節となつてまいりました。

議員の皆様におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 1 号から報告第 4 号までの報告 4 件、議案第 1 号から議案第 3 0 号までの議案 3 0 件、委員会提案議案が 2 件、請願が 1 件の、合計 3 7 件であります。平成 3 1 年度予算など、いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶いたします。

ただいまの出席議員数は 1 3 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 4 8 3 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第 4 8 3 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第１は議事録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第１２７条の規定により議長が指名いたします。
６番、河嶋重一郎議員
８番、山口 純議員
以上の両議員にお願いいたします。

日程第２ 会期の決定

議 長 日程第２は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る２月２５日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から３月２６日までの２３日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から３月２６日までの２３日間といたします。

日程第３ 諸報告

議 長 日程第３は、諸報告であります。
１２月２０日の第４８２回定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
１月６日、姫路市シロトピア記念公園において、姫路市消防出初式が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。
１月１３日、田原小学校において、福崎町消防団出初式が開催され、議長ほか各議員が出席し、議長が祝辞を述べてまいりました。
１月１４日、エルデホールにおいて、平成３１年成人式が行われ、議長ほか各議員が出席し、議長がお祝いの言葉を述べてまいりました。
１月２７日、エルデホールにおいて、第３２回ふるさと文化祭が開催され、議長が出席いたしました。
１月２９日、播磨地方拠点都市地域市町議会協議会が鳥取市役所及び鳥取ガスを視察し、議長が出席いたしました。
２月２日、エルデホールにおいて、もちむぎの可能性を考えるフォーラムが開催され、議長が出席いたしました。
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出されております。その写しを配付しております。

日程第４ 議員の辞職許可

議 長 日程第４、議員の辞職許可について、報告いたします。

本日、３月４日、開会に先立ちまして、牛尾雅一議員から議員を辞職したいとの旨、届け出がありました。よって、この取り扱いを慎重に検討しました結果、地方自治法第１２６条の規定により、これを許可しましたので、ご報告いたします。

次は、議案の上程及び議案説明であります。これより、報告第１号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、請願第１号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書についてまでの３７件を議題といたします。これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆さん、おはようございます。

第４８３回福崎町議会定例会を招集しましたところ、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。木の芽も膨らみ、花のつぼみに春を感じるうれしい季節となりました。草木を揺らす風にも春の訪れを感じます。これからも三寒四温を繰り返し、桜の季節を迎えるわけですが、お体には十分気をつけていただきたいと思います。

さて、本年は天皇陛下の譲位により、平成の時代もあと二月で幕を閉じます。新しい元号とともに、国では、５月の米国大統領来日、６には大阪で主要２０カ国首脳会議、７月に参議院議員選挙、そして、１０月には消費税改正と、私たちの生活に直結する各種事業が予定されています。本町におきましても、長年の懸案であった福崎駅周辺整備事業が完成の運びとなり、いよいよお披露目できることとなります。１０月には、ご尽力をいただいた関係者をお迎えし、住民の皆さんとお祝いをしたいと考えています。新しい福崎駅前が新元号の元年にスタートが切れることをうれしく思っています。今後は、この事業で整備した各種施設の運営や周辺のにぎわいづくりに注力していく所存です。

さて、我が国を取り巻く社会や経済情勢に目を向けますと、「景気は、緩やかに回復している」また、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」とされており、依然として不透明な状況にあります。一方、国内に目を向けますと、消費者物価は横ばいではありますが、個人消費や輸出が持ち直しの動きをみせ、設備投資は増加、生産は緩やかに増加、雇用情勢は着実に改善、景気は緩やかに回復しているようであります。このような中、政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化を同時に実現するため、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」及び「未来投資戦略２０１８」等を着実に実行するとともに、全ての世代が安心でき、活躍できる「全世代型社会保障制度」を実現するため、労働制度を初め制度全般の改革を進めています。また、１０月に予定している消費税率の引き上げを控え、経済財政運営に万全を期すとしています。

国の平成３１年度予算フレームでは、歳入面では、税収を６兆５，０００億円と見込み、プライマリーバランスは対前年度と比べ若干の改善となりますが、国と地方を合わせた債務残高が、平成３１年度末に１，１２２兆円に達するといわれ厳しい財政状況が続いています。

また、兵庫県では、行財政構造改革の成果を生かしつつ適正な行財政運営を推進するため策定した「行財政運営指針」に基づき、選択と集中を徹底し、「兵庫県地域創生戦略」、「兵庫２０３０年の展望」等を踏まえ、すこやか兵庫の実現に向けた施策を積極的に展開するとしています。

このような中、本町では、国、県の施策の動向を注視しつつ、第５次総合計画の実現と福崎町総合戦略の取り組みを進めるとともに、行財政改革の不断の取り

組みと実行等により、人口減少・少子高齢社会であっても「創意と工夫で輝く町」を築いていくための予算編成を行いました。一般会計の予算総額は８２億８００万円で、対前年度比８億６００万円、率として８．９％の減となりました。

特別会計の国民健康保険事業では、兵庫県が財政運営の責任主体となる大きな制度改正から２年目を迎え、引き続き国による財政支援により基盤を強化するとともに、町においては資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業など、地域に密着した事業に取り組みます。県から示された標準保険料率及び事業費納付金額を参考に、基金活用も含めた負担緩和を図りつつ、適正な税率設定に努めてまいります。

後期高齢者医療事業では、国による社会保障制度の見直しの中で、継続して保険料軽減措置の改正等が段階的に行われており、被保険者の負担にも大きくかわることから、正確な情報提供、丁寧な周知に努めてまいります。

介護保険事業では、地域包括ケアシステム構築に向けて、昨年度に引き続き高齢者の自立支援や重度化防止等を進めるため、保険者機能強化に取り組むとともに、１０月からの消費税引き上げによる財源を活用し、別枠で公費を投入することで、低所得者の保険料の軽減割合を拡充します。近年、我が国の製造業を取り巻く環境は大きく改善し、本町においても工場用地の需要が高まっています。このような状況の中、地域経済の成長基盤を整え、雇用の場を創出することが町の活性化につながることから、町が事業主体となって工場用地の確保に取り組むため、工業団地造成事業を新たに設置いたします。

水道事業、工業用水道事業、下水道事業に工業団地造成事業を加えた４事業の管理者として、上下水道事業管理者を公営企業管理者に改めます。水道事業では、安全で安心な水の安定供給を図るため配水管及び送水管の更新に取り組めます。下水道事業では、長目地区コミュニティプラント施設を公共下水道へ統合し効率的な施設運営を図ります。また、市街地の浸水被害の解消を図るため、川すそ雨水幹線の整備を推進するとともに、福田地区直谷第２雨水幹線の整備に着手します。

歳出における第５次総合計画の政策の柱ごとの主な事業は、第１の柱、地域づくり（参画と協働）では、自治会における自立（律）のまちづくり交付金事業を継続し実施します。個人番号の普及促進と住民の利便性向上のため、住民票・印鑑証明書・戸籍謄本などをコンビニで交付できるサービスを実施します。また、納税者が複数の地方公共団体に対して一括納税を可能とする地方税共通納税システムを導入します。

第２の柱、教育・文化（ひとづくり）では、公立幼稚園４園及び私立こども園２園の幼保連携型認定こども園により、就学前教育・保育の充実に取り組めます。子育て支援では、子ども子育て支援事業計画を策定します。また、学校施設長寿命化計画に基づき福崎小学校北校舎の長寿命化改修工事の実施設計を行います。第４０回山桃忌は「文学者としての井上通泰と柳田國男」をテーマに、講演会やシンポジウム、また、出雲の民俗芸能を披露し『柳田國男生誕の地 福崎町』を広く発信します。エルデホールでは、メインホール等の空調設備の改修工事を実施します。

第３の柱、生活・環境（安全）では、新たな浸水想定区域及び土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域を反映した防災マップの改定を行います。また、防災重点ため池である北浦谷奥池、新池のため池ハザードマップを作成します。ごみ処理事業では、神崎郡３町での次期ごみ処理施設建設に向け、中播北部行政事務組合内に準備室を設置し、福崎町からも職員１名を派遣し、事業の一層の推進を

図ります。

第4の柱、健康・医療・福祉（安心）では、「保健センター」を4月から毎週土曜日を開庁し、健康や子育て、介護など、さまざまな相談業務に当たります。医療費助成事業では、現在、中学3年生までを対象に実施している子ども医療費助成について、対象を高校生まで拡大し、その一部を助成いたします。また、巡回バスのまちなか便の昼間の空白時間の解消やダイヤ変更を初め、郊外便の運行本数を増やすとともに、市町間連携バスのルート変更など、サービス・利便性の強化を図ります。

第5の柱、産業振興（活力）では、高岡・福田地区の県営ほ場整備事業を進め、山崎地区においては、引き続き調査業務を実施します。商工・観光では駅前、辻川、二つの観光交流センターの指定管理者を定め、観光協会と連携し、おもてなしのまちづくりの拠点施設・交流施設等としての利活用を図ります。また、ひょうご地域創生交付金事業を活用し、第1回妖怪ベンチコンテストの開催、駅前広場の妖怪モニュメントの設置や駅周辺で福崎〇〇まるしえを実施し地域のにぎわいづくりに努めます。消費増税対策として子育て層や低所得者層にプレミアム付商品券を発行します。

第6の柱、まちの基盤、利便・快適では、駅周辺整備事業は繰越事業を含め早期完成を図り、商業施設などの生活利便施設誘致に取り組みます。また、福崎駅田原線の土地収用手続を進めるとともに県道甘地福崎線北工区の整備を促進します。橋梁では長寿命化修繕計画に基づき3橋の補修、1橋の架け替え及び1橋の撤去を行います。町営住宅駅前団地は建て替え工事を引き続き行い、完成後、入居者の転居を進めるとともに、旧住宅の解体工事を実施します。

平成31年度に取り組む各課の主な事業ですが、総務課につきましては、職員においては、時代の変化やニーズに対応した政策形成能力を高めるため、各種研修機関での研修や県との人事交流の充実に努めます。非常勤職員の任用について、地方公務員法等の改正に伴い、新たに会計年度任用職員として、その制度確立を図ります。女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた視点による率直な意見、提言をいただくため、女性委員会の活動を引き続き進めます。住民サービスの向上並びに庁舎整備の一環として、1階窓口カウンターの改修整備を行います。また、新たな試みとして、民間事業者との官民協働事業により行政情報、観光、医療などの暮らしに役立つ「町民便利帳」を作成し、全戸配布いたします。本年度は、兵庫県議会議員選挙、参議院議員通常選挙、福崎町長選挙の選挙が予定されており、選挙管理委員会では公平、公正な選挙執行に努めてまいります。

企画財政課につきましては、「福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、平成31年度に5年目の最終年度を迎えるため、改定を進めてまいります。また、健全な財政運営については、大型事業を進める一方で、中長期的な見通しを念頭に置きながら、第5次行政改革実施計画に沿って改革に取り組んでまいります。

税務課につきましては、国税徴収法、地方税法、町税条例及び債権管理条例などに基づき適正な滞納整理、債権管理を行うことにより徴収率の一層の向上を目指します。地方税共通納税システムに対応するため、税基幹系システムの改修を行います。対象法人にとってはメリットが大きいので、広報紙やホームページなどによる周知に取り組みます。

地域振興課につきましては、株式会社もちむぎ食品センターの安定的な経営と酒類小売販売免許の取得を支援します。大庄屋三木家住宅の副屋や辻川界限歴史・文化館の指定管理の導入に向け協議を進めます。また、買物困難者対策として商工会と連携し取り組んでいる移動スーパー「ふくふくまる」は、地域の需要

を確認しつつ柔軟に対応していきます。

住民生活課につきましては、くれさかクリーンセンターの焼却炉停止後の姫路市処理施設へのごみの搬入方法などについて、姫路市と協議を進めます。個人番号カードの取得促進を図るため、写真撮影の無料サービスや休日の個人番号カード申請を受け付けます。通学路の安全性の向上や防犯対策として防犯灯を設置するほか、通学路にグリーンベルトを設置するなど、児童・生徒の通学の安全確保に努めます。

健康福祉課につきましては、本年11月末で現在の民生委員・児童委員の任期が満了となるため、一斉改選を実施します。子ども家庭総合支援拠点を保健センターに設置し、18歳未満の要支援児への対応を強化するとともに、自殺対策も兼ね、閉じこもり傾向の成人も対象とした専門相談員による月1回の「家庭自立相談日」を開設します。母子保健事業では、不育症治療支援事業を実施し治療費の半額を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。食育推進事業では、妊娠期の母親に対して実習や講義を通じて正しい食事量や栄養素、離乳食のとりわけ方法などを学ぶ「プレママクッキング」を実施します。また、健診結果から低栄養のおそれのある高齢者に対し、栄養士が家庭訪問等で個別指導を行い、介護予防に取り組みます。成人保健事業では、姫路市医師会の協力を得て子宮頸がん検診の個別検診受診医療機関の拡充を図り、受診しやすい体制を整えます。

農林振興課につきましては、「人・農地プラン」の作成と多面的機能交付金事業を推進します。また、農地の担い手への集積・集約、耕作放棄地の解消を進めるとともに、農業用施設の機能更新・長寿命化を図ります。特産もち麦の生産性向上、高品質化、新商品開発、販売促進等を進めてまいります。

まちづくり課につきましては、道路整備は、各集落内の道路の改修や通行に支障を来す危険箇所の解消に向けて整備を進めていきます。また、道路照明のLED化、信号への地名表示など、計画的に取り組めます。福崎駅周辺整備の進捗に伴い、都市計画道路福崎駅田原線の法線変更の検討を進めてまいります。住民の憩いの場となる公園の適正な管理に努め、市川河川公園のトイレの更新、宮の丘ふれあい広場のトイレ改修を実施します。空き家対策につきましては、「空家等情報バンク」への登録をPRし、空き家の利活用を図ります。また、「空家等の適正な管理に関する条例」に基づき、空家審議会に諮りながら、特定空家に対し指導・助言を行ってまいります。

上下水道課につきましては、水道事業では、亀坪地区配水管や余田配水池から東部工業団地への連絡送水管の更新、また、西治長野線の西谷川にかかる無名橋架け替え工事に合わせ、水管橋の布設替を実施します。污水事業では、コミュニティプラントを廃止し、処理場の閉鎖工事を実施します。福崎浄化センターの長寿命化に向け、対象施設の点検・検査を実施し、調査結果をストックマネジメント計画として取りまとめます。また、農業集落排水処理施設の長寿命化を図るため、施設機能診断を実施し、最適整備構想計画に取り組めます。

学校教育課につきましては、消費税増税に伴う就学前教育・保育の無償化に該当する利用者及び給食費徴収等の事務変更について円滑な移行を進めてまいります。学童保育事業につきましては、保育時間が長くなる夏季休業期間について、7月は7,000円、8月は9,000円とし、保護者に適正な負担を求めてまいります。平成30年度に続く2年目として、友好都市である遠野市へ福崎町内小学生が訪問し、民俗学の父、柳田國男先生を軸とした児童交流を行います。

社会教育課につきましては、柳田國男・松岡家記念館では、松岡映丘生誕140年に向け、2回の画稿展を開催、また、資料収集・整理作業を進めます。歴史

民俗資料館で、５月１日の改元を記念し、「平成時代とふくさき」を振り返る企画展、また、発掘調査からも平成３０年間を振り返る企画展も開催いたします。埋蔵文化財事業では、引き続き高岡・福田地区ほ場整備事業の本調査を実施いたします。図書館では、住民の情報文化の核として情報の収集・発信に努めるとともに、子どもたちに読書習慣が身につくよう各種事業に取り組んでいきます。また、さらに蔵書の充実を図ってまいります。学校の支援事業として、「みんなで支える学校 みんなで育てる子ども」をテーマに、登下校の見守り、補充教室や土曜チャレンジ教室などの支援活動を引き続き実施いたします。文化センターでは、各種講演会やセミナーを幅広い分野で実施し、生涯学習の拠点としての充実を図ります。野外活動センターでは、傷みの激しい多目的広場の改修工事を行い、安全な施設管理に努めてまいります。

続きまして、各今議会提出議案の概要について説明いたします。

報告第１号の議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）は、公用車運転中の職員が起こした事故で、このたび損害賠償の額を定め和解するため専決処分したので報告するものです。

報告第２号から報告第４号の議会の委任による専決処分の報告につきましては、駅前交通広場、駅前観光交流センター、辻川観光交流センターの各工事について変更契約したため報告するものであります。

議案第１号、人権擁護委員の推薦については、新たに池田節代氏を推薦することにつき議会の同意を求めるものであります。

議案第２号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、労働基準法の改正に倣い、時間外勤務等の上限時間等について規則に委任し定めようとするもので、平成３１年４月１日から施行します。

議案第３号、福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、近年の少子高齢社会の到来により、住民の健康管理や子育て支援等をより充実するため、福崎町保健センターの開館時間を改め、土曜日においてもセンターを開館し、住民サービス向上を図る改正で、平成３１年４月１日から施行します。

議案第４号、福崎町森林環境譲与税基金条例の制定については、仮称であります。森林環境譲与税が、平成３１年度から譲与されることに伴い、森林伐整備及びその促進に要する資金に充てる基金条例を制定するもので、平成３１年４月１日から施行します。

議案第５号、県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例につきましては、基金を全額取り崩したため廃止するもので、平成３１年３月２９日から施行します。

議案第６号、福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、水道事業、工業用水道事業、下水道事業に工業団地造成事業を加え「公営企業」とするとともに、上下水道事業管理者を公営企業管理者に改正するもので、平成３１年４月１日から施行します。

また、議案第７号、福崎町公営企業管理者の設置のための関係条例の整備に関する条例の制定については、公営企業管理者に名称変更することから、関連する条例を一括して整理するものであります。

議案第８号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定については、コミュニティプラントの公共下水道への統合に伴い、関係する条例を廃止するものです。

議案第９号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正す

る条例については、学童保育園の保育料を保育時間の長くなる7月及び8月について一部改正するもので、平成31年4月1日から施行します。

議案第10号、福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、辻川山公園を都市公園とし、都市公園条例で管理することに伴い、この条例を廃止するものです。

議案第11号、福崎町第5次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定については、平成26年3月に策定した第5次総合計画について、基本構想の一部修正及び後期基本計画を策定するに当たり、自治基本条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第12号、平成30年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第17号、平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、平成30年度の補正予算で、一般会計の歳出で主なものは、もちむぎのやかた及び給食センターの借地購入や、福崎駅周辺整備費の増、橋梁改修費、公共下水道事業会計負担金減などです。

議案第18号、平成31年度福崎町一般会計補正予算についてから、議案第25号、平成31年度福崎町工業団地造成事業会計予算についてまでは、平成31年度の当初予算で、一般会計では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億800万円としています。主な事業については、予算に関連する概要書に主要事業として、拡充、新設、行革などを明示しながら一覧表としていますのでごらんください。また、議案第25号は地域経済の成長基盤を整え、雇用の場を創出するため、新たに町が事業主体となって工場用地の確保に取り組む公営企業会計として福崎町工業団地造成事業会計を設けました。

議案第26号、福崎町道路線の廃止及び認定については、道路法の規定に基づき2級2358号線を廃止し、終点を変更し、新たに2級2358号線として認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号、工事請負契約については、平成31年2月21日に一般競争入札を執行した学校施設空調設備設置工事について、その契約に当たり議会の議決を求めるものであります。

議案第28号、工事請負契約の変更については、平成30年6月12日に契約した駅前交流広場の事業量の増により変更契約をするため、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、並びに議案第30号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更については、どちらも「篠山市」の名称変更による改正で、名称が変更される平成31年5月1日から施行します。

以上、報告が4件、人事案件1件、条例関係で9件、予算案件で補正予算、当初予算合わせて14件、契約2件、規約変更2件、その他の案件2件の全34件となっています。

詳細説明は、副町長、上下水道事業管理者、技監、担当課長が行いますのでよろしくご審議賜りますことをお願い申し上げ、所信表明といたします。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

日程第5 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議 長 日程第5、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について説明申し上げます。

この件は、物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、平成31年1月23日に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をするものでございます。

報告第1号資料に事故発生現場位置図、事故発生状況略図をお示ししていますので、ご参照ください。事故の発生は平成30年11月22日午前11時20分ごろ、事故の発生場所は、福崎町福崎新329番地34の敷地内駐車場で、相手方は姫路市内の株式会社所有の車でございます。事故の概要は上下水道課職員が給水装置設置工事の検査立ち会いを終え、敷地内で町公用車を後退し移動させた際、隣に駐車してあった相手方の乗用車の右後方と町公用車の左前方が接触したものでございます。損害賠償額は破損した車の修理に要する費用18万7,544円です。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎駅周辺整備（その1）工事）

日程第7 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について（福崎駅前観光交流センター新築工事）

日程第8 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について（辻川観光交流センター新築工事）

議 長 日程第6、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告について（福崎駅周辺整備（その1）工事）から日程第8、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告について（辻川観光交流センター新築工事）までを一括議題といたします。各案に対する詳細なる説明を求めます。

技 監 報告第2号から第4号、また、議案第28号は、全て福崎駅周辺整備事業にかかる案件であることから、個々の説明を行う前に総括説明をさせていただきます。

報告第2号、説明資料1ページをごらんください。昨年の6月議会において工事請負契約の締結について議決をいただいた工事4件の執行状況を総括表としてお示ししました。

報告第2号は、福崎駅周辺整備（その1）工事、いわゆる交通広場、報告第3号は、福崎駅前観光交流センター新築工事、報告第4号は、辻川観光交流センター新築工事、以上3件については、3月末で完了予定です。いずれも変更金額が専決処分の基準内であり、2月19日に変更契約を締結したので、このたび専決処分したことをご報告いたします。

また、議案第28号、福崎駅周辺整備（その2）工事、いわゆる交流広場については、観光交流センターとの工程調整により、来年度に繰り越して工事を行う予定です。

変更金額が専決処分の基準を超えることから、このたび議会の議決を求めさせていただきます。

それでは、報告第2号から報告第4号までを続けてご説明させていただきます。

まず、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告は、福崎駅周辺整備（そ

の１）工事、いわゆる交通広場の工事についてです。２月１９日、株式会社広築と工事請負の変更契約を締結しましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。変更前契約額に１２２万３，６４０円を増額し、変更後の契約額を１億２，８６６万３，６４０円としたものです。

報告第２号説明資料２ページをごらんください。右下に主な増額の内訳を記載しています。１点目の土工については、地中に古い建物の基礎等が多く存在し、コンクリート殻等の撤去、処分に要したもので、約２０万円を増額しました。２点目の仮歩道は、施工中、駅利用者の動線を確認するため舗装付きの仮歩道を工事の進捗に応じて位置を切りかえながら設置したことによるもので、約１００万円を増額しました。工事は予定どおり３月２９日までに完了し、４月１日から供用する予定です。

続きまして、報告第３号、議会の委任による専決処分の報告は、福崎駅前観光交流センター新築工事についてです。２月１９日、株式会社進藤組と工事請負の変更契約を締結しましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、報告します。変更前契約額に７１２万９，０８０円を減額し、変更後の契約額を１億８，０５７万４，９２０円としたものです。

報告第３号説明資料をごらんください。１ページは工事の位置及び概要を示したものです。２ページをお願いします。右上に主な減額の内訳を記載しています。内容は、全て家具等の備品類で、今後の利活用を踏まえ、指定管理者が必要なものを設置することが望ましいため、削減したものです。１点目は図面中の①、２階多目的スペース及び給湯室のシャッターで約４００万円を減額しました。２点目は、図面中の②、２階東向きのフロントガラスに面するカウンターテーブルで、約５０万円を減額しました。３点目は、図面中の③、１階西側の壁に面するショーケースで約２６０万円を減額しました。工事は予定どおり３月２９日までに完了し、建物本体が完成する予定です。なお、内装及び備品等につきましては、指定管理者決定後に指定管理者が整備を行うことから、施設のオープンはこの秋ごろとなる見込みです。

続きまして、報告第４号、議会の委任による専決処分の報告は、辻川観光交流センター新築工事についてです。２月１９日、牛尾建設株式会社と工事請負の変更契約を締結しましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。変更前契約額に３２０万７，６００円を増額し、変更後の契約額を８，７４４万７，６００円としたものです。

報告第４号説明資料をごらんください。１ページは工事の位置及び概要を示したものです。２ページをお願いします。右上に主な増額の内訳を記載しています。１点目の土工については、撤去する土量の増、及び地中に古い建物の基礎等が多く存在し、コンクリートがら等の撤去、処分に要したもので、約３１０万円を増額しました。２点目のフェンスは、説明資料１ページの①の箇所において、隣接する住宅との境界にフェンスを設けたものです。地権者の要望により設置するものです。約１０万円を増額しました。工事は予定どおり３月２９日までに完了し、建物本体が完成する予定です。なお、内装及び備品等については、指定管理者決定後に指定管理者が整備を行うことから、施設のオープンはこの秋ごろとなる見込みです。

以上、報告第２号から報告第４号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 日程第 9、議案第 1 号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

副町議長 議案第 1 号について、ご説明申し上げます。人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。人権擁護委員は当該市町村の議会議員の選挙権を有する住民で、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から町議会の意見を聞いて、町長が法務大臣に対し、候補者を推薦しなければならないと規定されております。なお、委員の任期は 3 年となっています。

平成 29 年 1 月から人権擁護委員として活動していただいております前任者が申し出により昨年 8 月 31 日付で退任されました。このたび、その後任として池田節代氏を推薦し、議会の意見を求めるものです。

それでは、池田節代氏の推薦について、経歴書に基づきご説明申し上げます。

住所は、福崎町田口 354 番地 5、氏名、池田節代、生年月日は昭和 31 年 1 月 1 日、現在 63 歳であります。昭和 49 年 3 月に兵庫県立福崎高等学校神南分校を卒業、同年 4 月に姫路信用金庫に勤務され、昭和 57 年 3 月に退職、昭和 58 年 8 月に福崎町農業協同組合に勤務、平成 6 年 3 月に退職、平成 7 年 9 月に I D E C 株式会社に勤務、平成 23 年 3 月に退職されております。

議案第 1 号資料に池田氏の人権擁護委員としての抱負等をお示ししておりますので、ご参照ください。池田氏は人権擁護委員として使命を全うしていただけるものと確信し推薦するものであります。ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

日程第 10 議案第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第 10、議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

労働者の長時間労働の是正のための措置として、民間の労働法制については、労働基準法の改正等により罰則付きの時間外労働の上限規制が導入され、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとなりました。

議案第 2 号資料をごらんください。国家公務員においては、労働基準法は、原則、適用外とはなりますが、民間企業という労働基準監督署の役割は人事院が担うこととなり、人事院規則には正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならないとあります。

今回の改正を受け、超過勤務手当について、より具現化し、公務員の長時間労働の一定の制限を加えようとするものでございます。この人事院改正に倣い、福崎町では職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正いたしますが、新旧対照表にありますように、条例第 8 条に第 3 項を加え、正規の勤務時間以外の勤務に必要な事項は規則で定めるといたします。

下段に、その規則で改正した条文を抜粋いたしております。その概要を説明させていただきます。資料中段に人事院の改正した概要を示しておりますが、括弧

で囲みました２点が、主な改正点となります。１点目は、超過勤務命令の上限です。原則１カ月４５時間、かつ１年で３６０時間の範囲内としています。ただし、災害時や選挙など、他律的な業務の場合は、その上限を増やしています。

２点目は、この上限時間の特例、要因の整理、分析等です。大規模災害への対処等の重要な業務で、特に緊急に処理することが必要な場合は、１点目の上限を超えて超過勤務を命ずることができるものとします。ただ、この場合は、その要因の分析等を行うこととします。当町の職員については、以前から同様の対策を実施しており、この改正について大幅に変わることはございませんが、職員の労働時間の適正管理については、一層推進してまいります。

以上、議案第２号の説明といたします。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 説明途中でありますけれども、暫時休憩をとりたいと思います。
再開におきましては、１０時４５分といたします。よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時４５分

◇

議長 それでは、再開したいと思います。

日程第１１ 議案第３号 福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議長 日程第１１、議案第３号、福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第３号、福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第３号資料１ページをごらんください。今回の改正は、昭和６０年４月１日に施行された福崎町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、保健センターは地域保健法第１８条に基づいて設置しています。また、その業務等については、地域保健法第４条第１項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針に示されています。保健センターには、平成１８年４月から地域包括支援センターを、平成２８年４月から子育て世代包括支援センターを併設しており、現在は保健と福祉の両方の窓口として、住民サービスを行っています。

現状は、母子の相談については女性の就労が増加していることから、母子手帳交付や妊娠期の相談を休日に希望する方が増えています。また、妊婦教室や育児教室などの各教室も平日だと参加できないと欠席し、参加人数が増えないのが現状です。介護相談も、介護者が就労されている場合は、もちろんですが、離れて暮らす家族等が帰省して来所されるケースもあります。また、緊急時の対応として、子どもでは虐待対応、成人では自殺対策、高齢者では、介護問題や認知症による徘徊、独居老人の救護等、今後も増加していく傾向にあります。

以上のような状況に鑑み、近年の少子高齢社会を背景に平成３１年４月から保健センターを土曜開庁とし、全ての町民からの健康や子育て、在宅介護などのさまざまな相談に対応できるよう、窓口を拡充し、安心・安全の提供につなげていきます。

実施の内容につきましては、保健センター保健師と地域包括支援センター職員が当番で各1名出勤し、相談業務に当たります。

資料2ページ、新旧対照表をごらんください。第2条の改正は、目的及び設置について保健センターに二つのセンターを併設したことで、児童福祉の一部や児童虐待対応、高齢者の介護予防や介護相談を担っていることから、福祉の文言を2カ所追加しています。改正後の第4条では、開館時間を規定しています。改正後の第5条では、休館日を規定しています。改正後の第7条では保健センターの業務内容を規定しています。改正後の第8条では、業務内容から町直営の施設であり、利用許可など運営上の規定は必要ないと考えられることから、規則への委任ではなく、補足としています。附則として、この条例は平成31年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第4号 福崎町森林環境譲与税基金条例の制定について

議長 日程第12、議案第4号、福崎町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 議案第4号、福崎町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、説明いたします。

議案資料1ページをごらんください。平成31年度より国から森林環境譲与税、仮称ですが、これが町に譲与されます。使途としましては、森林の間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や啓発等の森林整備及び、その促進に充てなければならないとされていることから、これを基金として積み立て、必要に応じて活用するため、福崎町森林環境譲与税基金条例を制定し、その管理等に関する事項を定めるものであります。

森林環境税につきましては、平成36年から年1,000円で課税されます。剰余額は私有林人工林面積、森林就業者数人口により案分されます。福崎町分を試算しますと、平成31年から平成33年までの3年間は年、約170万円となります。その後、剰余税額全体の増額に比例して増額される予定となっております。使途の詳細につきましては、議案資料2ページにお示ししておりますので、後ほどごらんください。

それでは、議案の次のページに戻りまして、各条文の概要を説明します。第1条におきまして、設置の目的として森林の整備、人材育成、木材利用の促進、普及啓発等に要する資金に充てるため、福崎町森林環境譲与税基金を設置することとします。

第2条において、基金の原資は森林環境譲与税をもって充て、積み立てる額を毎年度、一般会計歳入歳出予算で定めることとします。第3条において管理の方法を、第4条において基金の運用から生じる収益を基金に繰り入れるものとし、第5条において繰り替え運用ができること、第6条において基金は設置の目的達成のために限り処分することができることとします。第7条において条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は別途町長に委任することとします。附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとします。

以上、議案第4号、福崎町森林環境譲与税基金の条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第 1 3 議案第 5 号 県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例について

議 長 日程第 1 3、議案第 5 号、県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第 5 号、県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。当議案は、平成 7 年 3 月に福崎東洋ゴルフクラブの開発に伴い西谷区内に整備をされました県民ふれあい広場の維持、管理に充てるため、開発者からの寄附金を原資として設置した基金でございます。平成 3 0 年度に公園内にある公衆トイレの改修を実施しており、その経費に充てるため、全額を取り崩しますので、平成 3 1 年 3 月 2 9 日をもって廃止をするものです。

以上、議案第 5 号、県民ふれあい広場維持管理基金条例を廃止する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第 1 4 議案第 6 号 福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 5 議案第 7 号 福崎町公営企業管理者の設置のための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 1 6 議案第 8 号 福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について

議 長 日程第 1 4、議案第 6 号、福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 1 6、議案第 8 号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定についてまでを一括議題といたします。各案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道事業管理者 議案第 6 号から議案第 8 号について、ご説明申し上げます。

まず、議案第 6 号、福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、平成 3 1 年 4 月 1 日から工業団地造成事業を地方公営企業として設置するため、必要な改正を加えるものです。

工業団地造成事業の設置目的等につきましては、町長の所信表明にあったとおりであります。

次に、条例の改正内容について説明申し上げます。議案の次のページから条例改正案をお示ししておりますが、説明につきましては、議案第 6 号資料をごらんください。新旧対照表をお示ししております。まず、題名であります、対象事業が 4 事業となるため、これらを総称して公営企業に改め、福崎町公営企業の設置等に関する条例といたします。

第 1 条は、公営企業の設置であります。改正前は第 1 項に水道事業及び工業用水道事業、第 2 項に下水道事業を規定しておりますが、改正後は第 1 項で 4 事業に共通する設置目的を、産業の健全な発展と住民福祉の向上の寄与するためと規定しまして、各号で事業名を列記し、第 4 号に工業団地造成事業を追加いたします。

第1条の2は、地方公営企業法の適用であります。工業団地造成事業は下水道事業と同じく法の適用については任意事業であるため、この条に追加し、法の全部を適用することを規定いたします。

第2条は、経営の基本であります。第1項は題名の改正に合わせて4事業をまとめて公営企業に改めます。第3項は、工業用水道の名称に事業を加えるものであります。第4項、公共下水道事業では、長目地区を区域に編入するため、第2号の計画排水人口を300人増の1万7,600人に改めるものであります。

2ページをお開きください。第7項は工業団地造成事業について追加するもので、事業の施行の場所、面積等は管理者が定めると規定をいたします。

第3条は、組織であります。第1項は四つの公営企業を通じて管理者を1人置くこととし、その名称を公営企業管理者に改めます。第2項は管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として、上下水道課に加えて工業団地整備室を置くことを規定いたします。

第4条から、次の3ページの第7条第2項第3号につきましては、それぞれ上下水道事業を公営企業に改めるものでございます。

また、第7条に第4項を追加しまして、業務の状況を説明する書類について管理者から町長に提出があった場合、町長は遅滞なく公表することを追加するものでございます。

改正内容につきましては、以上でございます。なお、施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

工業団地造成事業にかかる施行場所並びに業務量等につきましては、議案第25号の予算案において説明をさせていただきますので、ご了承ください。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、福崎町公営企業管理者の設置のための関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例案は、先ほどの議案第6号により公営企業の管理者の名称を「公営企業管理者」とすることに伴い改正が必要となる関係条例の整備を行うものであります。

議案の次のページから条例案をお示ししていますが、説明につきましては、議案第7号資料をごらんください。1ページから5ページまで、関係する条例ごとに一部改正の新旧対照をお示しをしております。改正内容につきましては、いずれも管理者の名称を改めるものでございます。第1条は、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例で、その第1条第4号及び第3条第4号中。第2条につきましては福崎町特別職報酬等審議会条例で、その第2条中。

次の2ページ、第3条は福崎町分担金徴収条例で、その第4条中。第4条は税外徴収金の延滞金徴収に関する条例で、その第5条の2中。次の第5条につきましては、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例で、その第4条の2第2号中。

3ページをお開きください。第6条は福崎町水道事業給水条例で、その第4条第1項中。第7条は福崎町工業用水道事業給水条例で、その第4条中。第8条は福崎町下水道条例で、その第2条の3第3号中。資料では4ページになります。次の第9条は福崎町都市計画下水道事業受益者負担金条例で、その第2条第2項中。第10条は福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例で、その第3条中。

5ページをお開きください。第11条は福崎町下水道事業基金条例で、その第5条中。第12条は福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例で、その第4条中。それぞれにあります上下水道事業管理者を公営企業管理者に改め

るものでございます。施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。長目地区コミュニティプラントは現在、公共下水道に統合するため、管路の整備工事を施工しております。この工事が完了し、公共下水道として供用開始をいたしますと、同時にコミュニティプラントは廃止となります。本条例案はコミュニティプラントの廃止に伴い関係条例を廃止するものでございます。

次のページの条例案をごらんください。廃止する関係条例につきましては、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例、福崎町コミュニティプラント維持管理基金条例、福崎町コミュニティプラント整備事業分担金徴収条例でございます。なお、新年度の予算編成上、コミュニティプラントの廃止は、6月1日を見込んでおりますが、工事の進捗により前後いたしますので、条例の施行期日につきましては、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定めることとしております。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第17 議案第9号 福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第17、議案第9号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第9号、福崎町学童保育園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

本件は、学童保育園の保育料について改正しようとするものです。議案第9号資料1ページ、新旧対照表をごらんください。学童保育園の保育料は、現在、児童1人につき月額6,000円と規定しています。ここで保育時間に関しまして小学校の夏季休業期間、7月21日から8月31日までは8時から19時までの11時間の保育を行っております。一方、学期中の平日は放課後の15時から19までの4時間の保育であり、夏季休業期間は人件費を初め必要な経費が増える期間となります。

そこで、夏季休業期間を含む月について一定の負担増を保護者をお願いしようとするもので、通常、月額6,000円のところ、7月を7,000円、8月を9,000円に改正するものでございます。7月の夏季休業期間は21日から31日までの11日間、8月は31日間であることを勘案しております。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行させていただき、次の7月、8月の保育料からお願いしたいと考えています。

以上で、議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第18 議案第10号 福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議 長 日程第 18、議案第 10 号、福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 議案第 10 号、福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例は、辻川山公園の適切な管理と町民に憩いの場を提供する施設として必要な事項を定めるため、平成 16 年 3 月に制定したものです。本条例は廃止し、都市公園の一部として位置づけ、都市公園条例に包括するものとしております。

附則としまして、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、議案第 10 号、福崎町辻川山公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第 19 報告第 11 号 福崎町第 5 次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定について

日程第 20 報告第 12 号 平成 30 年福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について

議 長 日程第 19、議案第 11 号、福崎町第 5 次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定について、及び日程第 20、議案第 12 号、平成 30 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第 11 号、福崎町第 5 次総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定について、ご説明申し上げます。

総合計画につきましては、町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本的な指針として策定し、本町では昭和 45 年 7 月に第 1 次総合計画を策定して以降、現在、第 5 次総合計画に基づき行政運営を行っています。第 5 次総合計画は、自治基本条例を策定根拠に、平成 26 年度を初年度とする 10 年間の基本構想に加え、5 年間の基本計画も議決事項の対象とし、平成 26 年 12 月議会において議決をいただきました。計画策定後、5 年目の最終年度を迎え、後期基本計画を策定するに当たりまして、本町を取り巻く社会情勢の変化や事業の進捗などにより、基本構想に影響を及ぼす部分や実情に合わないところがありましたので、一部修正を行い、その上で後期基本計画（案）を策定いたしましたので、基本構想の一部修正と後期基本計画の策定について、福崎町自治基本条例第 11 条第 1 項及び福崎町議会基本条例第 22 条第 1 号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

このたびの基本構想の見直し及び後期基本計画の策定につきましては、職員で構成しておりますワーキンググループ、幹部職員で構成をしております策定委員会で検討した素案について、総合計画審議会にお諮りしましてご意見をいただいてまいりました。第 5 回の審議会を開催していただき、平成 31 年 1 月 29 日に答申を受けております。また、平成 30 年 6 月には住民アンケート、12 月にはパブリックコメントを実施し、住民意見の反映に努めてまいりました。

基本構想の修正箇所につきましては、議案資料 1 ページから 10 ページに新旧対照表の形でお示しをしておりますので、ごらんください。

資料は左に新、右に旧と 2 段に区切っており、左の列は修正後の内容であります。

す。この中でアンダーラインを引いている箇所が修正しているところで、イの列は修正前の内容で、対応する部分にアンダーラインを引いております。今から説明をさせていただくわけですが、本日は主要なところを中心に説明をさせていただきます。

1 ページになります。第1章まちの将来目標、基本理念と将来像について、(2) 将来像では、第4次総合計画策定後の動きの中で、JAの施設である旬彩蔵を削除するなどの文言の修正を。また、新たに第5次総合計画策定後の動きとして、サルビアドームや福田水源地の高度浄化処理施設等の整備が完了し、福崎駅周辺整備が大幅に進捗したことなど、代表的な取り組みについて加筆をしております。

2 ページになります。1-2 将来人口につきましては、国勢調査の結果を活用しまして、本町における出生、死亡、転入・転出が同じように続くと仮定し、また、近年の住民基本台帳の推移を踏まえまして、5年後の人口推計を1万9,200人程度と予測しています。

4 行目につきましては、5年後の人口は1万9,200人程度と予測されますと修正しておりますが、引き続き人口を維持するため、福崎駅周辺整備後の取り組みなどによる良好な住環境の充実や子育て支援をさらに進め、福崎らしさづくりに取り組み、住み続けたい、もう一度住みたい、移り住みたいまちづくりを進め、目標年次における将来人口につきましては、現状のまま1万9,500人としております。

3 ページになります。1-3 土地利用等について、(6) 工業ゾーンでは、今後5年間で行う取り組みとして、現在、事業を進めている東部工業団地の拡張についての記載に修正をしております。(7) 文化ゾーンでは、道の駅につきましては、後期での建設が現実的ではないため削除をしております。(10) 町の構造では、公有の場である道の駅は削除しましたので、交流、文化、レクリエーション拠点核の交流をとりまして、文化、レクリエーション拠点核に修正しました。

4 ページの土地利用概念図では、先ほどの文化ゾーンで説明しましたように、道の駅に関する記述であった交流を削除したことにより、旧の土地利用概念図にあります、文化ゾーンを示します太枠の楕円形を、新の土地利用概念図では高速道路を示す太線の下に移動させ、太枠の丸に変更をしております。

5 ページの町の構造図も同様に修正をしております。

6 ページからは、第2章まちづくりの基本方向になります。2-2 教育・文化では、子ども子育て関連3法施行に伴う表記変更を行っております。

7 ページをお願いいたします。2-3 生活・環境につきましては、中段になりますが、くれさかクリーンセンターにおける可燃ごみ焼却炉が平成32年度末で稼働停止になることを受け、今後の可燃ごみの処分や施設建設に向けての取り組みについて、追記をしております。

8 ページの2-4 健康・医療・福祉では、これも中段になります、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、基本的な考え方について加筆修正を行っております。下段の健康・医療につきましては、保健センターの体制強化を全面に出した支援体制の整備を進める記述としております。

9 ページになります。2-5 産業振興では、東部工業団地の拡張、移動販売車の運行や整備された福崎駅周辺への商業施設の誘致など、今後の取り組みなどについての記述としております。

10 ページの2-6 まちの基盤では、今後も安全で安心なまちづくりを進めるために、施設の適正管理と雨水排水対策について追記しております。

続きまして、後期基本計画（案）についてですが、１２月１３日に開催していただきました全員協議会におきまして、ご指摘のありました現状と課題の前文について、全ての施策に前文を追記しております。後ほど、ご確認いただければと思います。加えて、新たに全員協議会、その後の審議会等においてご指摘をいただき、加筆や修正を行ったところ、及び各課等において書き直しのあったところを議案資料の１１ページから１４ページにお示しをしております。

また、１５ページから１６ページには、意見募集、パブリックコメント結果としていただきました意見の概要と意見に対する町の考え方等をお示ししておりますので、こちらも後ほど、ごらんいただければと思います。

それでは、後期基本計画の（案）について、説明をさせていただきます。説明箇所にはアンダーラインを引かせていただいております。

第１章の地域づくり・行政の１８ページから１９ページをお願いいたします。基本計画は将来のあるべき姿、施策の構成、現状と課題、めざそう値、町の取り組み、住民等の取り組み例、分野別計画等で構成をされています。このたびの修正では、そのほとんどが現状と課題と町の取り組み内容の修正であります。現状と課題につきましては、基本的に前期基本計画策定後の、これまでの取り組みや、現在の国・県の施策や社会情勢に合わせ、加筆や修正を行い、それらに対応するための新たな課題等を記載しております。なお、説明につきましては、町の取り組みについて、その主な変更点を中心に説明をさせていただきます。

１９ページになります。まず、施策１、参画と協働における町の取り組みでは、④男女共同参画社会の実現では、平成２８年３月に男女共同参画基本計画を策定したことを受け、今後、男女共同参画社会の実現を目指すため、新たに取り組みを追加しております。

次は、２７ページをお願いいたします。施策５、情報化と広域行政の町の取り組み、①電子自治体の推移では、マイナンバーカードの普及やマイナンバーカードを活用したコンビニ交付などのサービスの導入や、自治体クラウド化を検討する取り組み内容としております。

次に、第２章教育・文化です。２８ページをお開きください。施策１、就学前教育・保育の将来あるべき姿では、平成２７年度から町内６園全てが認定こども園へ移行したこと。また、子ども子育て関連３法施行に伴い、幼保連携型認定こども園に移行した全ての幼児園で、多様な保育ニーズに対応し、弾力的な保育サービスの充実と質の高い就学前教育・保育が推進されていますとしております。

施策の構成についてですが、子ども子育て関連３法施行に伴い、施策名について、修正前、保育・就学前教育から修正後、就学前教育・保育と表記を変更しまして、取り組み名につきましても、修正前に①保育事業の充実、②就学前教育の充実としていましたものを、①就学前教育・保育の充実とし、ソフト事業に関する取り組みを。②環境の整備では、ハード整備に関する取り組みとなるよう再編をしております。

２９ページの町の取り組みに移りまして、①就学前教育・保育の充実の５項目めでは、新たな国の施策が示されたため、「国の動向を注視しながら、保育料の無償化に伴う申込人数の増加に対して適切に対応します」と、取り組みを追加しております。②環境の整備では、新たな項目として、旧幼稚園園舎部分の長寿命化を図ること、入園児童の年齢構成の変化に対応し、園舎の改修等を検討する旨を記載しております。

次は、31ページの施策2、学校教育に移ります。町の取り組みの①教育環境の整備の2項目めでは、小中学校における学校施設等長寿命化計画に基づいた取り組みを進める内容の記載としております。

次は、33ページの施策3、子育て支援に移りまして、町の取り組み、①子どもの健やかな成長支援では、今後の取り組みとして、1項目めで、子ども・子育て支援事業計画見直しを進める旨の追記を。6項目めでは、町内に所在する全ての子どもと、その家庭及び妊産婦への必要な支援を行う家庭総合支援拠点の設置、包括的・継続的な相談支援体制の構築についての追記を行っております。

40ページをお願いいたします。施策7、芸術・文化、文化財の上段の将来のあるべき姿についてですが、平成30年6月に改正のありました文化財保護法における文化財の活用を盛り込んだ文章としております。

41ページでは、町の取り組みの②文化財の保護・活用の推進において、文化財の活用に関する内容への修正を。③「民俗学のふるさと」づくりの推進では、1項目めでは、三木家住宅主屋部分を引き続き地域の文化交流活動の拠点とし、副屋・離れ・蔵などの保存活用、旧辻川郵便局は、文化財をより身近に感じる施設として活用する内容に修正を行っております。

2項目めでは、辻川界限で新たな文化観光のまちづくりの担い手として、新たな組織づくりを進める旨を記載しております。

次は、第3章生活・環境になります。46ページをお願いいたします。施策2、循環型社会、施策の構成についてですが、くれさかクリーンセンター可燃ごみ焼却炉が平成32年度末で稼働停止予定であることを受け、③としまして、ごみ処理施設等の検討を新たな取り組みとして追加しております。

47ページの町の取り組みとしまして、③ごみ処理施設等の検討において、1項目めでは、今後の可燃ごみの処理方法について、姫路市と協議を進めることを。2項目めでは、新ごみ処理施設の建設について、神崎郡3町で協議を進めることを新たに追記しております。

次は、49ページの施策3、消防・救急の取り組みについてであります。①消防・救急体制の充実の1項目めでは、機能別消防団員制度導入による消防力強化に関すること。4項目めでは、新たな取り組みとして、姫路市中播消防署庁舎の長寿命化等に向けての検討についての記載としております。

51ページをお願いいたします。施策4、防災・減災になります。町の取り組み③浸水対策の推進の2項目めで、特定ため池の定期点検や重点整備ため池の整備について。3項目めでは、浸水対策として、浸水頻発地区を重点的に雨水幹線の整備を推進する旨の記載としております。

次は、第4章、健康・医療・福祉の58ページをお願いいたします。施策1、健康・医療の施策の構成におきまして、取り組みの4ですが、医療保険制度の充実より医療保険制度の運営の表現が適切であるため修正を。⑤では母子の健康づくりの支援よりも、町も事業の主体となることから、母子の健康づくりの推進へと修正をしております。また、新たな取り組みとしまして、住民サービスの向上を図るため、⑥保健センターの体制強化の項目を追加しております。

59ページの町の取り組みの①健康づくりの推進の4項目めでは、医療費の増加につながる疾病の重症化や感染予防のため予防接種の勧奨に努める旨の取り組みを追加しております。⑥保健センターの体制強化の1項目めでは、住民の利便性の向上を図るため土曜日を開庁し、利用しやすい相談体制を整える旨を。2項目めでは、専門職を配置し、相談機能の体制整備や事業の拡充、関係機関

との連携等により、支援体制を強化する旨を記述しております。

62ページをお願いいたします。施策2、地域福祉になります。地域福祉の施策の構成についてですが、取り組み項目の①で、地域包括ケアシステムが平成26年度に介護保険法で制度化され、平成29年度からは共生社会に向けて、その進化推進が求められていることから、取り組み名を①地域福祉ネットワークの充実から、①地域包括ケアシステムの構築に修正をしております。

次は、第5章、産業振興になります。71ページをお開きください。施策1、農林業の町の取り組みの①農業基盤の整備では、1項目めで農地中間管理機構などを通じての農地の集積支援、また関係機関との連携を図り、既存組織の経営の規模の拡大や高度化、産地育成につながる取り組みを行う旨を記載に。5項目めでは、耕作放棄地の発生防止、集落営農組織等による不作付地等の活用を促進し、農地再生の推進を図る旨の取り組みを追加しております。②新しい農業経営の展開では、3項目めに後継者の育成や意欲ある担い手の参入を促進するため、定住等の環境整備に努める旨の項目を追加しております。③森林と農地の多面的機能の維持では、3項目めとして有害鳥獣の被害や、その対策等の記載を追加しております。

73ページをお願いいたします。施策2、商工業ですが、町の取り組みの①商業の活性化の3項目めでは、平成30年度で商工会を主体とし、移動販売等の実証実験の支援を行うことの記述を。6項目めでは、駅周辺整備の課題である、福崎駅前への商業施設誘致の推進とハード事業整備後の観光交流拠点を核として、観光とリンクした商業の活性化に取り組む旨の記述としております。②工業の活性化の2項目めでは、福崎町東部工業団地の拡張について。③中小企業の支援では、3項目めに生産性の向上を促進するための取り組みを追加しております。

次は、75ページの施策3、観光であります。町の取り組み、①観光資源の発掘・育成・活用の3項目めでは、三木家住宅、旧辻川郵便局などの文化財の新しい活用方法についての記述を追加。②魅力ある観光の推進の1項目めでは、駅から辻川界限への新しい人の流れを促進するため、駅前、辻川の両観光交流センターを核として、もてなし体制の充実を図ること。3項目めでは、新たな項目としまして、福崎町文化観光まちづくり協議会を中心として、官民連携により文化と観光のまちづくりを推進する旨の記載としております。

次は、最後の章、第6章、まちの基盤になります。77ページをお開きください。施策1、道路・交通の町の取り組み、①道路の整備の4項目めでは、道路利用者や地域の人々のための休憩機能や情報発信機能などをあわせ持つ辻川観光交流センターを、今後、道の駅としての機能を持ち合わせた、歴史・文化・観光拠点として整備し、運営する旨の記載とし、③人と環境面に配慮した道路整備・交通体系の2項目めでは、駅周辺整備後の交通体系として、地域公共交通網形成計画の基本理念に基づき、巡回バスの充実、地域公共交通網の構築についての記述としております。

次に、80ページになります。施策3、下水道では、将来あるべき姿で、雨水排水についての記載としまして、浸水多発地区での被害が解消され、安全・安心な住民生活が確保されていますとしております。同じページの施策の構成における取り組みですが、修正前の③施設管理運営事業を上水道の施策の体系に合わせ、③適正な施設管理（ハード）に関すること、④健全経営の推進（ソフト）に関することとして施策の取り組みとしております。

81ページの町の取り組みにまいります。①施設整備事業の推進の2項目めで

は、前期の工業団地内での下水道施設の整備が完了しましたので、新たな取り組みとしまして、福崎浄化センターの水処理施設の増設について、流入量の動向を見て工事実施時期を検討しますとし、３項目めでは、今後５年間で取り組む内容としまして、川すそ雨水幹線事業の早期完成に加え、直谷第２雨水幹線の整備を推進する旨を記載しております。④健全経営の推進の２項目めでは、新たな項目として、公共下水道ストックマネジメント計画、農業集落排水最適整備構想を策定し、持続可能な施設運営に努める旨を記載しております。

次は、８５ページをお願いいたします。施策５、市街地整備の町の取り組み、①住民との協働による市街地整備の３項目めでは、平成２８年度に策定した立地適正化計画による都市機能の緩やかな誘導についての記載を。②福崎駅周辺整備の推進では、ＪＲ福崎駅へのアクセス性の向上や安全性の確保のため、町道福崎駅田原線の延伸や、県道甘地福崎線の北進、また、ＪＲ福崎駅の駅舎について、バリアフリー化を促進する今後の取り組みについて記載をしております。２項目めでは、福崎駅周辺地域の生活利便施設誘致の推進について。３項目めでは、新たな整備の取り組みとしてＪＲ福崎駅から辻川界限への新たな人の流れをつくるための環境整備を進めることを記載しております。

③計画的な整備では、２項目めで防災再開発促進地区の区域見直し、課題解決に向けた取り組みを行うことを新たな項目として記載しております。④都市計画道路・用途地域などの都市計画見直しの３項目めでは、「福崎町東部工業団地の拡張について、町が指導し推進します」と、具体的に記載を。４項目めでは、新たな取り組みとしまして、ＪＲ福崎駅へのアクセス性向上を図るため、都市計画道路の変更を進める旨を記載しております。

最後の施策６、住宅になります。８７ページをお開きください。町の取り組みの①住宅対策の推進の３項目めでは、修正前の公営住宅長寿命化計画に基づく町営住宅の集約建て替え計画を、社会情勢の変化等を踏まえ公営住宅等長寿命化計画の見直しを検討すること、住宅の適切な管理についての記述としております。

以上、議案第１１号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第１２号、平成３０年度福崎町一般会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

補正内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２億８，９００万円を減額し、補正後の予算総額を９１億６，１７０万円とするものであります。歳入歳出予算の内訳につきましては、第１表にお示しをしております。また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越して使用するため繰越明許費を設定しております。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、第１表でご説明申し上げますので、議案の３ページをお開きください。歳出補正の主なものは、もちむぎのやかた東の駐車場用地の取得に２，０３１万円、給食センター用地の取得に２，３５５万円、また、駅周辺整備事業において社会資本総合整備事業の道路事業から都市再生事業への振り替え、駅前交流広場の防火水槽の追加工事等による３，４４０万円の増額で、減額補正の大きな要因は土木費、駅周辺整備事業を除く道路橋梁に係る事業費で１億５，２２０万円、下水道事業への繰り出しで６，８２０万円の減額であります。

一方、１ページ、２ページの歳入では、歳出の増減に伴いまして、それぞれの財源を補正及び更正するとともに、町税では個人町民税の所得割で４１０万円、

固定資産家屋で９５０万円、たばこ税で８３０万円の増収を見込みましたが、法人町民税均等割で２３０万円、税割で４，８００万円の減収を見込んだため、町税全体で３，４３０万円の減収を見込み、利子割交付金及び地方消費税交付金などを県の実績見込みに合わせ５６０万円の減収を見込んでおります。また、歳入では、法人町民税の減収に係り減収補填債を５，５００万円借り入れることとしております。この結果、補正後予算で財政調整基金から１億９，４００万円を取り崩すこととしておりましたが、１億４３０万円減額し８，９７０万円を取り崩すものとしております。

それでは、事項別明細書によりまして、ご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上が、歳入歳出予算の補正内容でございます。

次は、議案にお戻りください。

第２条は繰越明許費でございますが、議案の５ページ、６ページをお開きください。農業費の歳出でご説明しました地籍調査推進事業で８５０万円と都市計画費の福崎駅周辺整備事業、補助事業、単独事業を合わせて６，２００万円。都市再生整備事業、補助事業、単独事業合わせて１億９，５６０万円、住宅費の駅前団地建て替え事業で２億１，８００万円。小学校費、中学校費とも空調設備整備事業で、それぞれ２億７，４６０万円、１億３，１８０万円を。農林水産業施設災害復旧費は、新町大井堰の工事費で６，１１０万円の計９事業で合計９億５，１６０万円を翌年度へ繰り越しする予定であります。

次に、議案の第３条、地方債の補正につきましては、議案の７ページ、８ページに計上しております。利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりでございます。

以上、議案第１２号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 説明の途中でありますけれども、暫時休憩をとりたいと思います。再開につきましては１３時からよろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 １時００分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。

日程第２１ 議案第１３号 平成３０年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第２２ 議案第１４号 平成３０年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第２３ 議案第１５号 平成３０年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

議 長 日程第２１、議案第１３号、平成３０年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてから、日程第２３、議案第１５号、平成３０年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてまでを一括議題といたします。各案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第１３号、平成３０年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ667万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億200万円とするものです。

議案第13号資料、1ページから5ページにお示ししておりますのでご参照ください。

まず、資料4ページをごらんください。保険給付費の月別状況です。歳出の大部分を占める療養給付費は3月から12月は実績、1月、2月は過去3年間の一人当たりの医療費平均と、その伸び率等により推計しています。一般と退職に分けていますのは、それぞれの療養給付費に対して歳入の財源構成が異なるため分けています。左の欄の全被保険者数は、4月4,188人、1月は3,949人と239人減少しています。一般分では、1月3,927人で、4月から211人減少、退職者分は22人で、28人減少しています。療養給付費の見込みは一般分では決算見込の補正後予算額11億5,000万円で、2,000万円の減額、退職者分は1,200万円で、410万円の増額を見込んでいます。右側の療養費では、一般分補正後予算額1,300万円で、140万円の増額を見込んでいます。出産育児一時金は、4件減の504万円、葬祭費は10件増の225万円を見込んでいます。

資料2ページをお願いいたします。歳出の勘定表です。3月補正額（案）の列をごらんください。保険給付費につきまして、先ほどの給付状況により合計1,568万円の減額で、対前年度決算費0.6%減の見込みです。退職者分は、当初見込みより上がったため410万円の増額となります。基金積立金720万円の増額は、歳入において、その他収入等の増額により、歳入超過分として合計約730万円が見込まれることから、歳出で基金積立金として720万円を計上しております。その他支出金230万円の増額は国保税過年度還付金と償還金の増によるものです。歳出合計は、補正後20億200万円で、対前年度決算費10.9%減、当初予算費1.2%増を見込んでいます。

資料1ページをお願いいたします。歳入では、保険税につきましては、現年分が減額見込み、滞納分が増額見込みで、合計として320万円減額の見込みです。徴収率は、現年度医療分で95.5%、退職者分で99%を見込んでいます。県支出金につきましては、特別調整交付金という項目がございますが、今年度からの制度改正により、確実に入るであろうという額のみを計上しておりました。正確には、調整交付金申請額が決まると数値は確定できるところですが、今、計算できる範囲で見込んでおります。合計では、934万3,000円の減額となります。その他収入につきましては、延滞金や第三者行為損害賠償金、不当利得返還金により515万3,000円の増を見込んでおります。歳入合計は、20億200万円で対前年度決算費12.3%減、当初予算費1.2%増の見込みです。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第14号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ946万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,310万円とするものです。補正の内容は保険料の実績見込みによる増額等を補正するものです。

議案第14号資料にお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第15号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ865万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億6,950万円とするものです。議案第15号資料1ページから4ページにお示ししておりますのでご参照ください。

まず資料3ページをお開き願います。左上の表ですが65歳以上の人口推移は平成30年4月末5,358人、12月末では5,396人で、38人の増となり、高齢化率は27.9%です。要介護認定者数は4月末900人、12月末929人で、29人の増となり、右側、上の表ですが、介護度別では、要介護2が多く177人、19.1%を占めています。今回の歳出の補正では、介護サービス等諸費の増が大きく、全体では865万4,000円の増額をお願いするものです。

それでは、議案書の事項別明細書で説明いたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で説明を終わります。

議案第13号から第15号までの3議案とも、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第24 議案第16号 平成30年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第25 議案第17号 平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第24、議案第16号、平成30年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）について及び日程第25、議案第17号、平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第16号、平成30年度福崎町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。補正予算第2条、収益的収入及び支出の予定額です。水道事業費用を50万円増額し、4億3,290万円にするものです。

詳細説明につきましては、議案第16号説明資料をごらんください。資料1ページです。収益的収入及び支出の支出です。節、その他特別損失で、福田水源地の工事、請負者、理水化学株式会社との兵庫県建設工事紛争審査会の調停に係る弁護士費用として50万円を増額いたします。

議案にお戻りください。補正予算に関する説明書、水補1ページに本補正予算の実施計画、水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、水補3ページから5ページには予定貸借対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第17号、平成30年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。補正予算第2条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入、下水道事業収益は4,840万円減額し、10億4,140万円に、支出、下水道事業費用は2,960万円減額し、10億4,107万6,000円とします。また、基金取り崩し収入は144万4,000円減額し、4,070万円に、基金積立金支出は85万1,000円減額し、345万2,000

0 円に改めるものです。

次の補正予算第 3 条は、資本的収入及び支出の予定額です。予算第 4 条本文括弧書き中、不足する額を 4 億 7 5 万 7, 0 0 0 円に改め、その補填額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 0 3 万円、過年度分損益勘定留保資金 9 8 万 2, 0 0 0 円及び当年度分損益勘定留保資金 3 億 9, 4 7 4 万 5, 0 0 0 円に改めるとともに、資本的収入は 1 億 2, 8 1 0 万円を減額し、3 億 6, 2 6 0 万円に。

次のページ、資本的支出は 1 億 1, 0 9 0 万円を減額し、7 億 6, 3 3 5 万 7, 0 0 0 円とします。補正予算第 4 条は、資本費平準化債の償還方法について、2 0 年以内、うち据え置き 3 年以内を、4 0 年以内、うち据え置き 5 年以内に改めます。補正予算の第 5 条は、一般会計からの補助金の額ですが 8, 1 3 0 万円を 3, 2 7 0 万円に改めるものです。

次のページ、下水補 1、2 ページには実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第 1 7 号資料で説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出で、支出から説明いたします。資料 2 ページをごらんください。この資料は、各目、節ごとの補正予算額と、その右には公共、農集、個別のセグメントごとに内訳をお示ししています。営業費用は管渠費及び処理場費における光熱水費や委託料などを実績見込みにより増減、営業外費用は企業債利息を減額するとともに、消費税等納付金及びその他雑支出で特定収入に係る消費税を減額し、下水道事業費用全体で 2, 9 6 0 万円を減額いたします。

1 ページにお戻りください。収入の下水道事業収益の営業収益では、下水道使用料を実績見込みにより増額、営業外収益は一般会計からの繰り入れで、繰出基準に基づく経費に対しての負担金、それ以外の経費に対しての補助金を、それぞれ減額いたします。特別利益は、繰越欠損金の補填として、法適用初年度の平成 2 8 年度から一般会計からの補助を受けておりましたが、平成 2 9 年度決算にて欠損を解消したため 2, 5 0 0 万円を減額いたします。

次に、4 ページをお開きください。資本的収入及び支出です。支出では建設改良費は、事業の実績見込みにより 1 億 1, 8 1 4 万円を減額、管路整備費、雨水整備、処理場改良費とも工事や委託の実績に合わせて減額、企業債償還金は、利率見直しの影響により元金分を 7 2 4 万円増額いたします。

次に、3 ページにお戻りください。収入では、支出の建設改良事業の実績見込みに伴い、企業債や国庫補助金を減額、負担金は新規ます設置に係る受益者負担金、工事負担金など実績見込みにより増額いたします。一般会計出資金につきましては、収支不足の補填に平成 2 9 年度の決算後の留保資金を極力充てることとして、8 3 0 万円を減額いたします。この結果、一般会計からの繰入総額は 4 億 4, 7 0 0 万円となり、6, 8 2 0 万円の減額となります。

議案にお戻りください。その他の説明書としましては、下水補 3 ページには予定キャッシュ・フロー計算書、下水補 4 ページから 6 ページには、予定貸借対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

以上、議案第 1 7 号の説明とさせていただきます。両議案とも、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 6 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度福崎町一般会計予算について

議 長 日程第 2 6、議案第 1 8 号、平成 3 1 年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第18号、平成31年度一般会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算の議案に係る説明書としまして、議案資料のほか、一番上に予算編成の概要等の24ページまでの資料と別冊の各会計の事項別明細書、給与費明細書、地方債に関する調書及び実施計画書等を取りまとめ、平成31年度予算に関する説明書として取りまとめております。また、議案の予算及び詳細な説明資料は、議案ごとに別とじとしておりますので、それぞれ審議の参考としてください。

それでは、一般会計の議案第18号をお開きください。第1条は、歳入歳出予算であります。総額を82億800万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1ページ、2ページの歳入、3ページ、4ページの歳出のとおりとしております。まず、予算の概要説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の一番前に添付しております予算の概要をごらんください。

1ページの中ほどからであります。一般会計の予算総額は82億800万円で、前年度比8億600万円、率にして8.9%の減としています。その要因ですが、エルデホールの空調設備を初めする施設改修に係る事業費、コンビニ交付に係る事業費が増加するものの、町営住宅駅前団地の整備及び福崎駅周辺整備事業費の大幅な減少によるものであります。予算の概要では、歳入の見込みと総合計画の6本の柱ごとに総括的に主要事業をお示ししておりますので、お目通しいたきますようお願いいたします。

歳入につきましては、概要の5ページをお開きください。一般会計歳入内訳であります。1款、町税は、前年度比3,530万円増の32億7,640万円を計上しております。個人町民税所得割は、所得の伸びを若干見込み、3,250万円、率にして3.6%の増、法人町民税税割は設備投資等による前年の収益減実績により5,000万円、率にして18.8%の減、固定資産税の家屋は、前年度新增築分の増により2,300万円、率にして3.2%の増を見込んでおります。

議案資料の4ページに、税の当初予算前年度比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

10款、地方交付税における普通交付税につきましては、トップランナー方式を見込み、基準財政収入額が法人町民全税割の減収見込みがあるものの、個人町民税所得割、固定資産税の家屋及び償却の増収見込みにより、前年度算定額に比べ若干の増加を見込み、基準財政需要額は国の推計伸び率により包括算定経費を見込んだ影響などにより減少となり、普通交付税と臨時財政対策債の合計で、対前年度算定額比約2,017万円減の14億6,000万円を見込みました。

14款、国庫支出金、21款、地方債は、福崎駅周辺整備及び町営住宅駅前団地整備の事業費の減少などにより、国庫支出金は約3億9,100万円減の7億9,870万円を、地方債は5億860万円減の8億3,310万円を見込んでいます。

5ページの最下段では、1款から11款と臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を記載しております。前年度に比べ1億8,490万円増の54億6,500万円を見込んでおりますが、歳入歳出見積もりの結果、一般財源が不足する額1億4,600万円につきましては、財政調整基金から繰り入れて予算編成を行っており、平成27年度から引き続き5年連続で多額の財政調整基金を取り崩す厳しい予算となっております。歳出の概要につきましては、町長の所信表明のとおりでございます。概要の13ページからは、第5次総合計画の施策ごとに主要事業を取りまとめております。

本日の説明につきましては、事項別明細書に沿って、これらの主な事業について

て説明をさせていただきます。なお、事業名称、概要の前に新規事業、拡充事業の表示のほか、福崎町総合戦略に位置づけた事業は「総」で、行政改革の事項につきましては「行」でお示しをしておりますので、ご参照ください。

各目の説明に入ります前に、職員給について、総括的にご説明申し上げますので、資料の１ページをお願いいたします。この資料では、一般会計の目ごとと特別会計ごとの配置職員数、それぞれの増減理由と総人件費をお示ししています。１行目の一般会計に属する職員数は、一般職１３０人、再任用５人と嘱託臨時職員８５人の合計２２０人。下から２行目になります全会計では一般職１５１人、再任用６人、嘱託臨時職９２人の合計２４９人であります。前年度と比較しまして３人増となっております。一般職員採用による１名の増、再任用職員の２名の増であります。全会計で人件費総額では、前年度比較で７３２万３，０００円の増となります。再任用職員の増、人事院勧告等の影響などにより、職員給が７３１万４，０００円の増、期末勤勉手当で２５４万２，０００円の増、県退職手当組合負担金は、特別負担金の減少により、１１３万円の減、共済組合負担金は負担率の引き下げにより５９２万９，０００円の減となります。

なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、資料２ページから３ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは、歳出、目ごとに説明申し上げますので、事項別明細書９７、９８ページをお開きください。限られた時間でありまますので、各目の予算額や目の概要説明は省略させていただき、主要な事業の取り組み内容や新規事業の補足説明を中心に申し上げます。

また、説明の内容では、町長からの冒頭の挨拶、各課重点事項と重複する部分も多々ございますが、ご了承ください。議会費から順次説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

議長 説明の途中でありますけれども、休憩をとりたいと思います。
再開は、２時１５分ということをお願いします。

◇

休憩 午後 ２時００分

再開 午後 ２時１５分

◇

議長 それでは、再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上、議案第１８号、平成３１年度一般会計予算の説明とさせていただきます。
よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第２７ 議案第１９号 平成３１年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第２８ 議案第２０号 平成３１年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第２９ 議案第２１号 平成３１年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議長 日程第２７、議案第１９号、平成３１年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてから、日程第２９、議案第２１号、平成３１年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第１９号、平成３１年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ１９億２，５４０万円とするものです。

また、第2条は、一時借入金の総額を8,000万円と定めるものです。議案第19号資料1ページから6ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料1ページをお願いいたします。

平成31年度の予算編成方針です。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に重要な役割を果たしています。しかしながら、その財政運営は急速な被保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加、また、離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え非常に厳しい状況にあります。

このような課題に対応し、制度の安定化を図るため、国の財政支援の拡充により財政基盤を強化するとともに、平成30年度からは、兵庫県が財政運営の責任主体として事業運営の中心的な役割を担うよう大きな制度改革が行われました。

町においては、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を行っています。平成31年度の主な改正点は、昨年に引き続き課税限度額の見直しが行われます。また、低所得者に対する軽減措置を拡大し、2割、5割軽減の対象となる所得基準額の引き上げを行います。

歳出面において、その大部分を占める保険給付費は、被保険者数3,880人を見込み、過去3年間における給付状況、対前年度伸び率等を勘案し、兵庫県から示された額を科目ごとに配分いたしました。

療養給付費は、一般分で前年度当初予算費3%減の11億3,500万円、退職分は前年度当初予算費11.4%減の700万円を見込みました。国民健康保険事業費納付金につきましては、兵庫県から示された額を医療分、後期分、介護分に区分して措置しています。保健事業費は、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査、特定保健指導を実施し、健診受診率の向上に努めるとともに、第2期データヘルス計画に沿った効率的な保健事業を実施します。

次に、歳入の保険税に関してですが、県から示された標準保険料率を参考に税率上昇の抑制を図り、現行税率に基づいて収入額を見込んでいます。現年度分については、収納率95%、3億3,730万円と見込んでおります。

国庫支出金については、事務処理システム等の改修に要する費用のうち、国庫補助対象となる金額を計上しています。

県支出金については、保険給付費に対する普通交付金、町の各種取り組みに対する特別交付金として県の推計金額を参考に計上しています。

また、国保財政調整基金から2,000万円を繰り入れ、前年度に引き続き制度改革に伴う税負担の激変緩和を図ります。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号、平成31年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,050万円と定めるものです。

議案第20号資料1ページから3ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料1ページ、当初予算案をごらんください。

この特別会計予算の歳入は、兵庫県広域連合が賦課する保険料の徴収と保険料軽減分を県と町で公費負担する保健基盤安定負担金及び職員給与費と事務費とともに一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与等と保険料徴収事務経費及び保健基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

資料２ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業保険料の軽減についてです。

後期高齢者医療制度発足時における保険料の激変緩和措置として、国の予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置について、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成２９年度から段階的に所得割軽減及び元被扶養者の均等割軽減が見直されてきました。

資料３ページをお願いいたします。

左下をごらんいただきますと、据え置かれていた所得の低い被保険者に対する被保険者均等割額の軽減、本則７割軽減、特例措置により９割または８．５割軽減については、消費税引き上げによる財源を活用した社会保障の充実策として、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給が１０月から開始されることに合わせて国庫補助が廃止されるため見直されるものです。

２ページにお戻りいただきたいと思います。

１番の保険料軽減特例措置の見直しでは、（１）の９割軽減対象者について、表１のとおり段階的に見直されます。（２）８．５割軽減対象者につきましても、表２のとおり段階的に見直されることになります。

右側をお願いいたします。２番は低所得者の均等割について、２割、５割軽減の対象が拡大されます。被保険者１人当たりの基礎控除額が５割では５，０００円、２割では１万円引き上げられます。

第１表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で議案第２０号の説明を終わります。

続きまして、議案第２１号、平成３１年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ１６億９，８５０万円と定めるものです。

議案第２１号資料１ページから５ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料１ページをお願いいたします。

平成３１年度予算編成方針です。

平成３１年度は、第７期事業計画の２年目となり、介護保険制度が施行され２０年目を迎えサービス給付費も年々増加しています。平成３０年度は、地域包括ケアシステムの構築に向けて高齢者の自立支援、重度化防止等を進めるため、保険者機能強化に取り組みました。本年度は、平成３０年度に引き続き保険者機能強化に取り組むとともに、介護給付費の５割を公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡充します。後期負担割合財源は、国５０％、県、町２５％です。平成３１年度の予算編成は、これらの制度改正等を勘案し積算いたしました。

歳出では、事業計画の被保険者５，４９３人を見込み、要介護認定者数は８９８人を見込んでいます。サービス給付費は、平成３０年度決算見込みから推計

し、居宅サービスの増加と報酬改定分を見込み１５億５，５００万円、対前年度当初予算費４．７％増を計上しています。

地域支援事業は、平成３０年４月の在宅医療介護連携推進事業の開始により、地域包括ケアシステムの構築に必要な条件は満たしました。

今後は、在宅医療、介護連携支援センターや社会福祉協議会を初め各医療機関、サービス事業所等との連携を図り、地域共生社会の実現も視野に入れた共助・公助のサービスの充実と基盤となる自助・互助の活動推進のため、この問題を我が事として捉え、丸ごと支援する仕組みづくりに取り組みます。各補助構成枠の上限額以内を設定し、保健師等人件費を合わせて８，５１０万円を見込んでいます。

歳入においては、第１号被保険者保険料、国・県・町による介護給付費負担金、市町の高齢化率及び所得分布状況を勘案して決められる介護給付費調整交付金、第２号被保険者保険料からの支払基金交付金が保険給付費の財源となります。

また、地域支援事業は、介護予防、生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業からなる総合事業と、地域包括支援センターの運営、社会保障充実に係る事業からなる総合事業以外の包括的支援事業及び任意事業の交付金が財源となります。

歳出に見合うルール分を計上しています。

第１表、歳入歳出の予算は、事項別明細書により説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で議案第１９号から第２１号までの説明を終わります。３議案とも、ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 日程第３０ 議案第２２号 平成３１年度福崎町水道事業会計予算について
日程第３１ 議案第２３号 平成３１年度福崎町工業用水道事業会計予算について
日程第３２ 議案第２４号 平成３１年度福崎町下水道事業会計予算について

議長 日程第３０、議案第２２号、平成３１年度福崎町水道事業会計予算についてから、日程第３２、議案第２４号、平成３１年度福崎町下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第２２号、平成３１年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。

第２条、業務の予定量については、１、給水戸数８，１００戸で前年度比２．５％の増、２、年間給水量は２５３万５，０００立方メートル、前年度比２．１％の増で、３、１日平均給水量を６，９００立方メートルとしています。４、主な建設改良事業は、加治谷から亀坪への配水管更新工事、町道西治長野線西谷川水管橋布設替工事、余田配水池から東部工業団地への連絡送水管更新工事などを予定しています。

議案第２２号資料９ページには、位置図を添付していますので、ご参照ください。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が４億３，３１０万円で、前年度比５．３％の減、支出の水道事業費用は４億２，３３０万円で前年度比０．４％の減としています。

第４条の資本的収入及び支出は、２ページをごらんください。資本的収入は１、

150万円、資本的支出は1億3,400万円で、今年度は施設更新などの補助事業がないため、収入、支出とも前年度から大きく減少しています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,250万円につきましては、1ページ、第4条、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額856万1,000円と過年度分損益勘定留保資金1億1,393万9,000円で補填するものとしています。

2ページです。第5条は一時借入金の限度額、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条は他会計からの補助金、第9条は棚卸資産購入限度額についてそれぞれ記載のとおり定めるものです。

次に、予算の内容について説明いたします。予算に関する説明書をごらんください。

全会計のうち後ろ4会計が企業会計となりますが、水道事業会計の1、2ページをお開きください。

これが実施計画となります。この明細を17ページ以降に添付していますので、そちらで説明いたします。

まず、収益的収入及び支出です。

支出から説明いたしますので、18ページをごらんください。

支出は、営業費用が4億275万4,000円で、原水及び浄水費、19ページの配水及び給水費、20ページの総係費など維持管理に要する経費や減価償却費、資産減耗費などを計上しています。

21ページ、営業外費用1,954万6,000円は、支払利息、漏水還付金、消費税等納付金など、特別損失100万円は、福田水源地の工事請負者、理水化学株式会社との調停に要する弁護士報酬であります。

17ページにお戻りください。

収入は、営業収益が3億3,630万6,000円、うち水道料金は工業団地企業による使用料の増や消費税法改正による増額分などから若干伸びを見込んで3億2,400万円、1.9%の増としています。

営業外収益は9,678万4,000円、主なものは、長期前受金戻入8,603万8,000円、加入分担金930万9,000円などです。

次に、資本的収入及び支出です。

23ページの支出から説明いたします。

建設改良費は、冒頭の業務の予定量に記載している事業などで1億1,354万4,000円、車両運搬具は、軽貨物車の購入160万円、企業債償還金は1,885万6,000円を計上しています。

22ページにお戻りください。

資本的収入は、給水工事負担金の1,005万3,000円などを見込んでいます。

なお、議案第22号資料では、それぞれの積算内訳を記載したものを添付していますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページは給与費明細書、8ページは平成30年度の予定損益計算書、9ページからは平成30年度末の予定貸借対照表、13ページからは平成31年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号、平成31年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。第2条、業務の予定量は、1、給水事業所数は30事業所で前年度と同数、2、年間給水量60万400立方メートルで2.0%の増、3、1日平均給水量を1,640立方メートルとしています。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が4,950万円で前年度比0.2%の増、支出の工業用水道事業費用は4,770万円で前年度比1.0%の減を見込んでいます。

第4条の資本的収入及び支出は、2ページになりますが、資本的収入はなく、資本的支出は242万1,000円で56.8%の減を見込んでいます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額242万1,000円につきましては、1ページの第4条、括弧書きに記載のとおり、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額242万1,000円で補填するものとしています。

2ページです。

第5条は一時借入金の限度額、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ記載のとおり定めるものです。

次に、予算の内容について説明いたします。

予算に関する説明書の工業用水道事業会計1、2ページをお開きください。

実施計画となりますが、説明につきましては、17ページ以降の明細で説明いたします。

まず、収益的収入及び支出です。

支出から説明申し上げますので18ページをごらんください。

支出は、営業費用が4,423万7,000円で、送水及び配水費の主なものは、修繕費、動力費、19ページでは、受託工事費、減価償却費を計上しています。営業外費用は346万3,000円で、支払利息や消費税等納付金を計上しています。

次に、17ページにお戻りください。

収入です。営業収益は3,646万円で、水道料金は前年度比2.0%増の3,530万円を計上しています。営業外収益は1,304万円で、長期前受金戻入が主な収入となります。

続きまして、20ページの資本的収入及び支出です。

収入はありません。

支出では、建設改良事業の予定はなく、企業債元金償還金の242万1,000円となります。

なお、議案第23号資料では、それぞれの積算内訳を記載したものを添付していますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページが平成30年度の予定損益計算書、9ページからは平成30年度末の予定貸借対照表、13ページからは平成31年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、平成31年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

第2条に定めた業務の予定量は、1、接続件数5,540件、前年度比2.6%の増、2、年間総処理水量244万2,600立方メートル、3、1日平均処理水量6,700立方メートルとしています。4、主な建設改良事業は、長目地区舗装本復旧工事、公共下水道ストックマネジメント計画策定、川すそ雨水幹線工事、直谷第2雨水幹線詳細設計などを予定しています。

議案第24号資料9ページに位置図を添付していますので、ご参照ください。

第3条は、収益的収入及び支出です。下水道事業収益は10億5,610万円で、前年度比3.1%の減、下水道事業費用は10億5,550万円で、前年度比1.4%の減としています。また、下水道事業基金の取り崩しは、減価償却費及び支払利息に充て、受取利息及び他会計補助金の基金に積み立てるため3条に補記しています。

第4条は、資本的収入及び支出で、2ページのとおり資本的収入は4億3,540万円で、前年度比11.3%の減、資本的支出は8億4,320万円で、前年度比4.4%の減を見込んでいます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億780万円は、1ページ、第4条、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,127万円、過年度分損益勘定留保資金170万3,000円、当年度分損益勘定留保資金3億8,408万9,000円及び過年度分未処分利益剰余金1,073万8,000円で補填するものとしています。

第4条の2は、コミプラ廃止に伴う打ち切り決算により発生する特例的収入及び支出、第5条では、債務負担行為を設定するもので、内容は農業集落排水処理施設保守点検清掃業務について、平成32年度からの3年間、限度額5,320万円と定めます。

第6条は企業債の目的、限度額などで、上段は下水道事業債、下段は資本費平準化債について、限度額、方法、利率、償還方法を、第7条は一時借入金の限度額、第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条は他会計からの補助金、第11条は利益剰余金の処分、第12条は棚卸資産購入限度額についてそれぞれ記載のとおり定めています。

次に、予算の内容について説明いたします。

予算に関する説明書の1、2ページが実施計画でございますが、説明につきましては24ページ以降の明細書で説明いたします。

収益的収入及び支出の支出から説明いたします。

25ページをお開きください。

下水道事業費用は、営業費用が8億7,190万円で、管渠費、ポンプ場費、処理場費などの維持管理に要する費用や、26ページの業務費、総係費など事務処理費用、27ページの減価償却費を計上しています。

営業外費用は1億6,460万円で、企業債利息や消費税等納付金など、特別損失では、公共下水道に統合させた後のコミプラ施設を閉鎖させるため、処理槽の清掃、埋め戻し、機器類を撤去させるための経費として1,900万円を計上しています。

次に、収入です。

戻っていただき24ページをお開きください。

下水道事業収益は、営業収益が4億1,110万円、下水道使用料は、工業団地事業所の接続が順次進んでいることや消費税法改正による増額分を見込んで

前年度当初との予算費で5.6%増の3億7,380万円を見込んでいます。

一般会計からの繰り入れについては、総務省繰り出し基準に基づく経費に対するものを負担金、基準外の経費に対するものを補助金として営業収益及び営業外収益で受け入れます。また、国庫補助金では、農業集落排水処理施設6地区の長寿命化計画を策定するため、機能診断経費として1,200万円、特別利益1,900万円は、これは先ほど説明いたしました長目コミプラ施設の閉鎖に要する経費として一般会計からの補助金となります。

続きまして、資本的収入及び支出です。

支出から説明いたします。

29ページをお開きください。

資本的支出、建設改良費は2億8,724万円で、業務の予定量で説明申し上げました各事業費及び事務費、人件費を、管路整備費、管路整備費（雨水）、処理場改良費として計上しています。

また、30ページの企業債償還金は、前年度比3,065万5,000円増の5億5,530万円を計上しています。

次に、収入です。

28ページにお戻りください。

資本的収入は、建設改良事業に係る企業債や社会資本整備総合交付金などの国庫補助金、新規ます設置に伴う各負担金を計上しています。また、一般会計からの繰り入れについては、資本費平準化債を借りてもなお不足する額を出資金で受け入れています。

その他の予算に関する説明書につきましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページは平成30年度の予定損益計算書、9ページからは平成30年度末の予定貸借対照表、15ページからは平成31年度においてコミプラ区域が公共下水道に統合する予定の6月1日時点の予定貸借対照表、19ページからは平成31年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

3議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第33 議案第25号 平成31年度福崎町工業団地造成事業会計予算について

議 長 日程第33、議案第25号、平成31年度福崎町工業団地造成事業会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道事業管理者 議案第25号、平成31年度福崎町工業団地造成事業会計予算について、ご説明申し上げます。

まず、議案第25号説明資料4ページに区域図を添付しておりますので、そちらのほうをごらんください。

工業団地の造成予定区域は、図面に太線で囲んでおります範囲で、東部工業団地に隣接する約4.8ヘクタールであります。区域のほとんどが農振農用地でありまして、その除外手続や都市計画法上の手続につきましては、一般会計において既に取り組んでおりますが、今後、区域内の用地取得、造成工事、完成土地の売却について公営企業として実施してまいります。

なお、計画予定区域の西面が集落に隣接することから、既存の公園の移設も含

めて今後協議を進めてまいりたいと考えております。

それでは、議案のほうにお戻りいただきまして、議案の次のページをごらんください。

第2条は、業務の予定量であります。本年度は、用地取得が主たる事業となりますので土地取得量を4万100平方メートルとしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入は工業団地造成事業収益1万円、支出は工業団地造成事業費用110万円を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出で、収入は資本的収入4億5,220万円、支出は資本的支出4億5,020万円を計上しております。内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

2ページをごらんください。

第5条は、企業債の目的、償還の方法等を規定しております。

第6条は、一時借入金の限度額、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、第9条は、重要な資産の取得として土地取得料を計上しております。

次に、予算の内容につきまして説明をさせていただきます。

冊子の予算に関する説明書のほうをごらんください。

1ページ、2ページが実施計画になります。この内容につきましては、10ページ以降の明細のほうで説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

10ページをごらんください。

この事業における収益的収入及び支出は、造成が完了した土地を売却するために必要な費用及び売却収入となります。したがって、造成完了までは大きな収入、支出はございません。

収入は、営業外収益、雑収益として1万円、支出は、営業費用、一般管理費に企業会計システム導入に係る保守管理料、借上料で109万円、営業外費用としまして雑支出に1万円を計上しております。

11ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入では、出資金は一般会計から200万円を受け入れまして資本金に組み入れます。企業債は、資本的支出に対して100%充当し4億5,020万円を借り入れます。

12ページは資本的支出であります。目、用地費では、用地買収費3億3,700万円と物件補償費4,000万円、直接経費では委託料で造成工事に係る測量設計費6,920万円を計上しまして、合わせて事務的経費をそれぞれの節に計上しております。

人件費につきましては、一般会計職員を併任として、その一部を一般会計支出金として計上しております。

建設利息は、一時借入金利息として50万円を計上しております。

なお、議案第25号資料にはそれぞれの積算内訳を記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他の説明資料としましては、ちょっとお戻りいただきまして、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、7ページ、8ページは平成31年度末の予定貸借対照表をお示ししております。9ページには財務諸表等に関する注記を記載しております。

重要な会計方針、(3)をごらんください。本事業におきましては、土地売却

収入が非課税売上となるため、消費税の申告を予定していないことから税込経理方式を採用しております。

また、最後、その他の注記では、予定開始貸借対照表につきまして、本事業では、法適用日において、資産、負債、資本が存在しないため省略する旨を記載しております。

以上、議案第２５号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第３４ 議案第２６号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議長 日程第３４、議案第２６号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第２６号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第１０条第３項及び第８条第２項の規定によりまして福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて議会の議決を求めるものです。

平成２７年１２月議会で認定をいただきました東伸株式会社が開発した道路を一旦廃止いたしまして、株式会社アリマ・インバストメント専用住宅２０区画の開発により帰属予定の道路をあわせて町道認定するものです。

議案の別紙をごらんください。

廃止する路線は２級２３５８号線です。認定する路線は２級２３５８号線です。路線の位置等につきましては、議案第２６号資料の１ページをごらんください。

まず、廃止する路線は２級２３５８号線です。起点は、西田原字上野田１８４６番２０地先から終点は西田原字上野田１８４６番１０地先まで、延長は１０３．０４メートル、幅員は６．０メートルから１３．２メートルです。

次に、認定する路線でございます。資料の２ページをごらんください。

２級２３５８号線です。起点は西田原字上野田１８４６番２０地先から終点は西田原字上野田１８４２番１０地先まで、延長は２９６．０７メートル、幅員は６．０メートルから１３．２メートルです。

以上、議案第２６号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第３５ 議案第２７号 工事請負契約について（学校施設空調設備設置工事）

議長 日程第３５、議案第２７号、工事請負契約について（学校施設空調設備設置工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第２７号、工事請負契約についてご説明申し上げます。

議案第２７号は、２月２１日に一般競争入札を行いました学校施設空調設備設置工事について、議会の議決を得て本契約を締結しようとするものです。

契約の相手方は、議案書のとおり、姫路市香寺町田野８２５番地の１、テラマエ設備工業株式会社代表取締役、浅田修一氏で、契約金額は２億７，３２４万円です。

続いて、学校施設空調設備設置工事の概要について説明させていただきます。

議案第 27 号資料 1 ページをごらんください。

左側に工事の概要を、右側に入札結果をお示ししています。

入札は一般競争入札により参加業者数 6 者で執行いたしました。

続いて、施設の概要について説明させていただきます。

資料 2 ページをお願いいたします。

上段は福崎小学校、下段は高岡小学校で、それぞれ左側に配置図、右側には空調設備を設置する校舎の代表的な階の部分平面図をお示ししています。福崎小学校は、各教室天井に空調室内機 2 台を設置し、室外機は校舎の北側の地上に複数室内機に対応するマルチ型室外機の配置を基本とします。高岡小学校では、室内機、配置は同じく各教室天井に 2 台配置しますが、室外機は各教室の南のベランダに 1 台ずつ単独型室外機を配置します。

3 ページは、同様に田原小学校、八千種小学校、4 ページは、福崎西中学校、福崎東中学校を示しています。室外機数が少ない高岡小学校、八千種小学校は、単独型としております。

5 ページは、教室の配置を示した立面図で、12 月議会での資料と同じ内容です。

工事期間は、平成 31 年 3 月 31 日までで契約をさせていただき、国の臨時特例交付金での繰越承認手続を経て平成 31 年 9 月 30 日まで工期延長を想定しています。6 月ごろから気温が高くなってまいりますので、部分的な供用も視野に入れつつ、児童生徒の安全と学習環境に配慮しながら、できるだけ早期の完成を目指してまいります。

以上、議案第 27 号、工事請負契約についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

日程第 36 議案第 28 号 工事請負契約の変更について（福崎駅周辺整備（その 2）工事）

議長 日程第 36、議案第 28 号、工事請負契約の変更について（福崎駅周辺整備（その 2）工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

技監 議案第 28 号、工事請負契約の変更は、福崎駅周辺整備（その 2）工事、いわゆる交流広場の工事において追加工事を行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 項の規定により議会の議決を経て変更契約を締結するものです。

契約の相手方は三木工業株式会社で、変更前契約額に 2,303 万 1,000 円を増額し、変更後の契約額を 2 億 4,227 万 1,000 円とするものです。

議案第 28 号説明資料をごらんください。

中央に主な増額の内訳を記載しています。

1 点目の土工については、地中に古い建物の基礎等が多く存在していることから、コンクリートがら等の撤去処分に要するもので約 820 万円の増額を予定しています。

2 点目の仮歩道は、施工中、駅利用者の動線を確保するため、舗装付の仮歩道を工事の進捗に応じて位置を切り替えながら設置するもので、約 280 万円の増額を予定しています。

3 点目のスロープは、交流広場の中央部から駅舎または観光交流センターへの移動に対するバリアフリーとして図面中の番号①の箇所に設置するもので、約 260 万円の増額を予定しています。

4 点目のモニュメントピットとは、図面中の番号②の箇所に水槽やモーター等

機械装置の格納庫を地中に設置するもので約 940 万円の増額を予定しています。駅前観光交流センターとの工程調整の結果、工事を来年度に繰り越し、工期を 9 月 30 日まで延期する予定です。

以上、議案第 28 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第 37 議案第 29 号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について

日程第 38 議案第 30 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について

議 長 日程第 37、議案第 29 号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、及び日程第 38、議案第 30 号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第 29 号、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、並びに議案第 30 号、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について説明いたします。

両議案とも平成 31 年 5 月 1 日から「篠山市」から「丹波篠山市」に名称変更となることから改正しようとするものです。

議案第 29 号資料の左側の新旧対照表をごらんください。

まず、兵庫県市町村職員退職手当組合は、兵庫県内の構成市町等の職員の退職手当に関する事務を行っておりますが、規約第 2 条にその構成市町をうたい、組合は兵庫県内の全町並びに別表第 1 号表に組織する市及び市町の一部事務組合をもって組織するとしています。その別表第 1 号表でございます。

また、第 5 条では、組合の議会をうたい、その第 2 項で議員は別表第 2 号表の地区ごとにその区域内の組合市町の長並びに組合市町の議会の議長が表に上げる数を互選するとしています。資料右側がこの別表第 2 号表になります。それぞれ下線部のとおり、「篠山市」を「丹波篠山市」に変更します。

続きまして、議案第 30 号資料の新旧対照表をごらんください。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合は、各構成市町等の議員の公務災害に関する事務を行っておりますが、規約第 2 条でその構成市町をうたい、組合は別表に上げる町等をもって組織するとしています。資料はその別表となります。下線部のとおり、「篠山市」を「丹波篠山市」に変更します。

以上、議案第 29 号、議案第 30 号の説明といたします。ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

日程第 39 発議第 1 号 福崎町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について

日程第 40 発議第 2 号 福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 39、発議第 1 号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について、及び日程第 40、発議第 2 号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

議会運営委員長 発議第 1 号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について、及び発議第 2 号、福崎町議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

今回提案しております 2 議案は、いずれも政務活動費に関するものであります。

まず、発議第1号は、福崎町議会において交付されておりました政務活動費の交付を廃止するものです。

政務活動費の交付に関しては、福崎町議会では独自に、規程、使途、基準を策定し、議会事務局職員、監査委員による第三者チェックを受けており、執行に当たって適正管理に努めており、町民の皆様の信頼を失い、疑念を生じさせるようなことはありません。しかし、一部の地方議会議員による政務活動費の不正受給や書類の改ざん等、マスコミで大きく報道され、地方自治法に規定された制度でありながら、地方議会議員への信頼が著しく損なわれる状況となっております。

このため、使途のいかんにかかわらず適正な評価が得られにくい状況と町民の視点から議会に求められる活動とは何かを検討した結果、政務活動費の交付を廃止する条例を提案するものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものであり、附則において収支報告書の保存、閲覧の規定等、経過措置を設けております。

次に、発議第2号については、政務活動費の交付を廃止することに伴い、福崎町議会基本条例の規定のうち、政務活動費に関係する規定を削除し、条文と文言の整理を行うものです。

以上、発議第1号及び第2号の提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、ご理解を賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第41 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

議長 日程第41、請願第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を紹介議員に求めます。

石野光市議員 請願第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書について説明を行います。

本請願は、西播地域労働組合総連合議長 播戸夏樹氏より提出されているものであります。

請願の趣旨について読み上げて紹介したいと思います。

アベノミクスによる異次元の金融緩和によって大企業の内部留保は増えていますが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。雇用の流動化が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキングプアに陥っています。

低賃金で不安定な仕事しかつけないで、自立できない人が増え、厚生労働省によれば、2017年の婚姻率は0.49（推計値）、出生率も1.14に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子どもの成長、発達を阻害しているという貧困の連鎖、大きな社会問題となっています。

2018年の改定による地域最低賃金は、最も高い東京で時給985円、本兵庫県では871円、最も低い地方では761円です。毎日フルタイムで働いても月11万円ないし14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する健康で文化的な最低限の生活はできません。しかも時間額で224円にまで広がった地域間格差が労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済

を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生する上で地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、最低賃金を毎年３％程度引き上げて加重平均で１，０００円を目指す、ＧＤＰにふさわしい最低賃金にする、として現行の最低賃金の低さを認めました。しかし、年３％の引き上げでは、できる限り早期に全国最低８００円を確保し、２０２０年までに全国平均１，０００円を目指すとした雇用戦略対話での政労使三者合意を先延ばしすることになります。政治決断で直ちに１，０００円に引き上げるべきです。

あわせて中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは景気刺激策として有効です。さらに、公正取引の確立の観点から見ても最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で、単価削減、賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第９条には、最低賃金の原則として労働者の生計費と賃金に先進国に例のない支払能力が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較しています。そうした生計費原則を無視した地域賃金を低く抑える働きによって地域間の賃金格差が固定拡大され、地域経済の疲弊を進行させているのです。

憲法は、全て国民は法のもとに平等、全て国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するとされ、労働基準法第１条で、労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなくてはならないとしています。最低賃金法第９条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。

よって、最低賃金の地域間格差をなくして、大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、以下の事項を内容とする意見書を国に提出するよう請願します。

記

- １ ワーキングプアをなくすため、最低賃金をすぐに１，０００円に引き上げること。
- ２ 全国一律最低賃金の確立と地域間格差を縮小するための施策を進めること。
- ３ 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。

以上であります。議員諸兄へのご賛同をよろしくお願いいたします。

議

長 以上で本定例会１日目の日程は終わりました。

次の定例会２日目は、３月６日水曜日、午前９時３０分から再開いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 ３時５２分